

令和 8 年第 2 回本巣市議会定例会議事日程（第 3 号）

令和 8 年 6 月 17 日（水曜日）午前 9 時 開議

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（16名）

1 番	坂 下 裕 久	2 番	堀 田 靖 則
3 番	翠 昭 博	4 番	高 橋 知 子
5 番	瀬 川 照 司	6 番	飯 尾 龍 也
7 番	片 岡 孝 一	8 番	高 橋 時 男
9 番	澤 村 均	10 番	高 橋 勇 樹
11 番	今 枝 和 子	12 番	高 田 浩 視
13 番	河 村 志 信	14 番	鏑 本 規 之
15 番	臼 井 悦 子	16 番	大 西 徳三郎

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市 長	藤 原 勉	副 市 長	谷 口 博 文
教 育 長	川 治 秀 輝	総 務 部 長	林 晃 弘
企 画 部 長	林 玲 一	市 民 部 長	加 納 正 康
健康福祉部長	磯 部 千恵子	産 業 経 済 部 長	瀬 川 清 泰
都市建設部長	加 藤 知 也	水 道 環 境 部 長	青 木 竜 治
教育委員会 事 務 局 長	高 木 孝 人	会 計 管 理 者	井 尾 昌 宏

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長	横 山 勝 史	議 会 書 記	大久保 守 康
議 会 書 記	廣 瀬 知 倫	議 会 書 記	八 木 孝 佑

開議の宣告

○議長（今枝和子君）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は16人であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりです。

なお、録画放送のため、議場内において一般質問を放送関係職員が撮影することを許可しておりますので御報告いたします。

日程第 1 一般質問

○議長（今枝和子君）

日程第 1、一般質問を行います。

10番 高橋勇樹議員の発言を許します。

高橋勇樹議員。

○10番（高橋勇樹君）

皆さん、おはようございます。

一般質問 2 日目のトップバッターということで、いささかちょっと緊張しながらも質問をさせていただきたいというふうに思います。

では通告に従い、今回 2 項目質問させていただきたいと思います。

冒頭にもお伝えしましたとおり、いささか緊張しておりますので、今日朝早く 5 時半に目が覚めてしまいまして、時間も持て余していたので、庭のジャガイモを掘って、今日自分の作ったジャガイモを食べてきたところでございます。人にしかできない仕事の一つが農業なのかなというふうに思いながらも、今回、生成 A I について、質問をまず 1 項目めからしていきたいと思います。

昨今、ChatGPTをはじめとする生成 A I の進化は著しく、社会のあらゆる分野で変化が起きております。行政や教育の現場においても、これまでのデジタル化、D X の段階から、A I を前提とした業務変革、すなわち A X、A I トランスフォーメーションへと完全にフェーズが移行してきております。

A I の導入と聞くと、機械的で冷たい行政や教育になるのではないかと懸念される市民の方もいらっしゃるかもしれませんが、私は全く逆だと思っております。生成 A I の積極的な活用こそが、これからの本巢市のぬくもりある市政運営、血の通った教育現場を確立すると確信をしております。

生成 A I は、議事録の作成や文書の要約、各種計画の素案作成、あるいは学校での採点や校務といった膨大な事務作業を瞬時にこなすことができます。さらには、今回行われておりますこの一般質問に対する答弁書の原案の作成への活用もその一つです。昨年度までは、この A I を使って答弁

書を作成するということは敬遠される意向にありましたが、この1年で全国的に意識改革が進んでいることを、先月、東京で開催されました自治体ウィークのほうに行きまして、そこにおいても私自身肌で実感しております。

このように、これまで職員や教員の方々が膨大な時間を費やしていた業務をA Iが担うことで、デスクワークは最小限にとどめられます。そこで生み出された貴重な時間を、市民の皆さんとの直接的な対話、あるいは子どもたち一人一人に寄り添う指導など、人間にしかできないぬくもりある時間に最大限振り分けることができると私は考えております。

この観点から、企画部長及び教育長へ順次質問させていただきたいと思います。

まず、1点目でございます。

今年度から本格導入ということですが、生成A Iの導入の現状と今後のビジョンについて企画部長にお伺いしたいと思います。

○議長（今枝和子君）

ただいまの質問についての答弁を企画部長に求めます。

企画部長。

○企画部長（林 玲一君）

それでは、お答えさせていただきます。

先ほど来、議員御質問のとおり、生成A Iの技術は急速に進展をしており、その導入は行政運営の効率化を図るとともに、市民サービスの質の向上をさせる上で極めて重要であるというふうに考えております。

本市の生成A Iの現状といたしましては、昨年度、3種類の生成A Iについて、職員による無料トライアルを実施いたしました。このトライアルを通じまして、計画立案におけるアイデア出しの支援や、通知文、依頼文等の文書作成など、多岐にわたる定型業務での活用可能性と有効性を検証し、新たな技術導入に向けた実践的な知見を蓄積してまいりました。

その結果、今年度、トライアルにおいて有効性が確認されました生成A Iのうち一つのモデルを本格的に導入することといたしました。この導入は、令和6年度に策定いたしましたDX推進計画アクションプランにも位置づけており、計画立案や文書作成をはじめとする日常業務への活用を進めております。

本市の今後のビジョンといたしましては、第4次行財政改革大綱に掲げます市民の利便性の向上とデジタル化の推進を2つの柱とし、生成A Iの持つ可能性を最大限に活用し、行政運営の効率化と市民サービスの向上を両立していくこととしております。

その実現に向けましては、単にA Iツールを導入するだけでなく、本市が抱える課題を的確に把握し、その解決に資する活用方法を検討していくことが重要であると考えております。また、生成A Iは急速な技術革新が続いていることから、最新の動向を注視しながら、本市の現状を踏まえた調査・研究を継続し、さらなる改善を進めてまいります。

今後も、生成A Iをはじめとするデジタル技術を効果的に活用し、限られた行政資源の中でも、

より質の高い行政サービスを持続的に提供できる体制の構築に努めてまいります。

〔10番議員挙手〕

○議長（今枝和子君）

高橋勇樹議員。

○10番（高橋勇樹君）

ありがとうございました。

日々、生成A Iに関連するもの全てに関しては技術革新が著しいということでございますので、現在使っている生成A Iについても、どんどんバージョンアップだったりとか、別のものも検討いただくように今後進めていただければと思います。

それでは、2点目の質問に入らせていただきたいと思います。

2点目の質問でございますが、生成A Iの活用の中で、安全かつ効率的な活用に向けた利用ガイドラインの策定と職員の研修が必要じゃないかなということで質問をさせていただきたいと思います。

どうしても生成A Iを導入に当たり、執行部の方においては、機密情報の漏えいだったりとか、そういったリスクが心配だと、また使用に当たって明確なルールがないんじゃないかといったセキュリティ面での慎重な意見もあると推察されます。もちろん、リスク管理は最重要でございますので、そこでお伺いをしていきたいと思います。

改めて、また安全かつ効率的にA Iを活用するための利用ガイドラインの策定、そして職員が正しく使いこなせるためのA Iリテラシー向上を目的とした職員研修について、どのように進めていくお考えかお聞かせください。お願いします。

○議長（今枝和子君）

ただいまの質問についての答弁を企画部長に求めます。

企画部長。

○企画部長（林 玲一君）

それでは、お答えさせていただきます。

本市におきましては、DX推進計画アクションプランと連動し、A I技術の積極的な活用を業務効率化と市民サービス向上に資する重要な取組として位置づけております。特に生成A Iについては、計画立案や議事録作成支援など、職員の創造性を高め、定型業務の負担を軽減する可能性を秘めていると認識をしております。

まず、利用ガイドライン、こちらにつきましては、昨年度の生成A I導入のトライアル、この実施に先立ちまして令和7年3月に策定をしておりましたが、今年度から本格導入に併せ、さらに内容を見直し、令和8年4月1日に生成A Iガイドライン【2. 0】としまして全面的な改定を行い、内容を充実させて運用をいたしております。

この改定されましたガイドラインでは、職員が安心して生成A Iを利用できるよう、個人情報や機密情報の取扱い、生成された回答の確認・検証に関する基本的なルールをより明確に定めており

ます。また、この改定と同時に、具体的な活用方法を詳述しました生成ＡＩガイドブック【１．０】初版でございますが、これも策定をいたしまして、職員の円滑な利用を支援をいたしております。

生成ＡＩを取り巻く技術は日々進化をしております、制度の変化も予測されることから、今後につきましても必要に応じてガイドライン等を見直し、常に安全かつ適正な運用に努めてまいりたいというふうに考えております。

次に、職員研修につきましては、昨年度、無料トライアル実施時に、基本的な操作方法や具体的な活用事例に関する研修を実施いたしまして、職員が新たな技術に触れる機会を提供いたしました。さらに、本格導入した今年度においては、５月末にＲＡＧ（ラグ）機能に関する研修を実施したところでございます。このＲＡＧ機能と言いますのは、生成ＡＩがインターネット上の一般的な情報だけでなく、庁内で保有する文書であったり、業務マニュアル等の情報を参照しながら回答を生成する機能でございます、これにより、より本市の業務に即した信頼性の高い情報を得ることが可能となるものでございます。

加えて、職員一人一人が生成ＡＩを日々の業務に活用できるよう、理解促進と利用拡大を図るため、生成ＡＩの基礎知識や具体的な活用方法を紹介する初級者向けのコラムを週１回のペースで庁内イントラに掲載しております。この取組は、デジタル技術を習熟し、活用できる人材の育成を目的とした取組の一つといたしまして、継続して進めてまいりたいと考えております。

今後も、職員が生成ＡＩを安全かつ効果的に活用できますよう、継続的な情報提供や研修機会の充実を図り、組織全体でのデジタルへの対応強化に努め、さらなる業務効率化と質の高い行政サービスの提供に取り組んでまいります。

〔10番議員挙手〕

○議長（今枝和子君）

高橋勇樹議員。

○10番（高橋勇樹君）

ありがとうございました。

週１回のコラム、非常に大変かと思いますが、非常に効果的だと私は感じております。ぜひ粘り強く続けていただき、多くの職員の方々がＡＩに親しんで使いこなしていただければ、職員の方々の業務短縮、そして業務短縮した分、市民の方々と触れ合う時間が創出できると思いますので、ぜひともお進めいただければと思います。

それでは続きまして、３点目の質問に入らせていただきたいと思います。

３点目の質問につきましては、教育現場においてでございます。

教育現場におけるＡＩの活用について教育長にお伺いしていきたくと思いますが、昨今、学校現場においてもＡＩの活用の波は既に押し寄せております。岐阜県教育委員会では、県立高校の小論文だったりとか、英作文の添削指導においても、生成ＡＩを活用する新規事業をスタートさせており、県内の市町村でも教育現場向けのシステムを導入したというふうに聞いております。

昨日の高橋知子議員も一般質問でＡＩのことに触れられまして、教育長からＡＩドリルの導入に

向けた前向きな動きや、それに伴って採点の自動化が既に導入済みであるという旨の答弁がなされました。本市が先進的に教員の負担軽減に動かれていることは大変心強い限りでございます。

そこで、この流れをさらに加速させるために、一步踏み込んで、既に導入されている自動採点システム等に加え、今後、生成ＡＩによる文章添削や校務効率化など、さらなるＡＩ技術の導入、あるいは活用の幅を広げていくお考えはあるか、教育長にお尋ねしたいと思います。

○議長（今枝和子君）

ただいまの質問についての答弁を教育長に求めます。

教育長。

○教育長（川治秀輝君）

それでは、お答えします。

本市の教育は、「子どもが主語」の教育を目指し、教師は子どもと共に学ぶパートナーとして、温かなまなざしで子どもと向き合えることを大切にしています。ですから、教育ＡＩトランスフォーメーションの導入も、子どもの可能性を最大限に生かす教育の実現とともに、人間的な関わりからこそ還元していくことに価値があると捉えています。

本市の教育は、まさに今その進行形にあり、まずは教職員の働き方改革に積極的に取り組んでまいりました。昨年度には、本巢中学校、真正中学校、糸貫中学校の３校にデジタル採点システムを導入し、採点業務の約３分の１の軽減、集計・転記ミスの防止、精神的負担の軽減といった具体的な効果が検証されてきました。これにより、教職員がこれまで採点に要していた時間を児童・生徒と向き合う時間や教材研究に充てられる基盤が着実に整備されてきております。

また、本年度は、ＡＩを教育改革の中核に据え、学習支援ソフトを刷新し、自動採点とＡＩによる学びの個別最適化ができるＡＩドリルの導入を進めているところです。このＡＩドリルは、一人一人の習熟度に合わせた問題が出題でき、つまづきをその場で解消できます。これにより、教師の負担が劇的に軽減され、業務改善につながると捉えています。

さらに、本年度のスタートに当たり、ＡＩを活用した学びの在り方や指導方法、校務の進め方、学校文化そのものを再設定する取組を進めてきました。

具体的には、今年の２月に教職員が学び合う教育研修会において、ＡＩを率先して活用している教職員を講師とし、教材づくり、成績処理、各種会議資料作成等のノウハウを共有しました。また、月に１度開催する情報教育推進委員会において、各学校のＡＩ活用の実践を共有しています。例えば、子どもがわくわくする学習プリントやワークシートをＡＩで作成することはもとより、授業における子どもたちのつまづきをＡＩで予測し、それに伴う適切な教材や支援を事前に準備する教師もあり、こうしたＡＩの活用を各学校で学び合うシステムを確立してきています。

今後、これらの推進に当たっては、ＡＩはあくまでもよりよく生きるための道具であるという視点を見失わず、多角的な物の見方や判断力を育成していくとともに、児童・生徒一人一人と向き合える学校、創造豊かな学びが生まれる学校の構築に全力を尽くしてまいります。

〔10番議員挙手〕

○議長（今枝和子君）

高橋勇樹議員。

○10番（高橋勇樹君）

ありがとうございました。ぜひ進めていただければと思います。

続いて、4点目の質問に入らせていただきたいと思います。

次に、子どもたちの学習活動における生成A Iの関わり方について伺っていききたいと思います。

生成A Iが身近になる中で、夏休みの読書感想文や調べ学習のレポートなどをA Iを使って作成・代筆するという課題が全国的に懸念されております。子どもたちの思考力や表現力の低下を防ぐためには、提出物がA Iによって作られたものかどうかを教員側が判別・見極める仕組みやガイドラインが今後不可欠になっていくと私は考えます。

しかし一方で、これらの社会を生き抜く子どもたちにとって、A Iは避けて通れない、そんなツール、先ほど教育長は道具というふうにおっしゃられていましたけれども、ただ使っていけないと禁止するのではなく、文部科学省のガイドラインにもあるように、ファクトチェックの重要性や情報漏えいのリスクなどを教え、どう適切に使いこなせるかという情報モラル、A I倫理教育こそが重要になってくると私は考えます。

そこでお伺いします。

読書感想文やレポートなどにおけるA I代筆の判別や見極めについて、現場の職員をどのようにサポートしていくお考えか、また本巢市の子どもたちに対する今後のA Iリテラシー教育の導入について、教育長に見解をお聞きしたいと思います。

○議長（今枝和子君）

ただいまの質問についての答弁を教育長に求めます。

教育長。

○教育長（川治秀輝君）

それでは、お答えします。

生成A Iの急速な進化に伴って、学校の学びや教育そのものを大改革していくこと、さらには児童・生徒がA Iトランスフォーメーション時代を生き抜くためにA Iリテラシーと倫理観を育成していくことが不可欠な教育課題となっています。

本市では、この課題に対して、文部科学省が示している初等中等教育段階における生成A Iの利活用に関するガイドラインに基づいた対応を徹底しているところです。特に、生成A Iを利用する際のチェックリストは、教職員が生成A Iの特性、利活用上の留意点、そして教育的な活用の可能性を深く理解するための有効な指針となっています。

現在、その内容を日々の学習活動や情報モラル教育などを通して生成A Iの基本的な機能や限界、個人情報保護、著作権や知的財産権の尊重、そして情報の真偽や信頼性を判断する重要性など、多岐にわたる側面からA Iリテラシー教育を進めております。

A I代筆問題の対応については、教師は一人一人の児童・生徒の学習状況を日々の授業からよく

把握しており、生成A Iをそのまま使ったかはほぼ判断できますが、併せて見極めのチェック項目として、日頃の授業や生活での意見との大幅な乖離、個性や自分の経験などの具体性の欠如、極端に専門性が高い内容「実は」「ちなみに」といったA Iの特徴的な表現などを学校に示しています。判断しにくい場合には、文章を逆にA Iに診断させ、これはあなたが書きましたかと問うと高い割合を示した例もあり、見極めの一手段にもしています。現在、これらの内容を含めた生成A I活用の留意点についてのガイドラインの作成も進めています。

各学校において、A Iリテラシー教育で最も重点を置いているのが児童・生徒自身への指導です。読書感想文やレポートなど、生成A Iによって作成されたものを、あたかも自分の作品であるかのように提出する行為は、学業における不正行為であることを示しています。そして何よりも、単なるルール違反ではなく、自身の学びの機会を損ない、自己の思考力、判断力、表現力、創造力などの力を伸ばす機会を奪うことになるという本質的な問題を、児童・生徒と共に深く考え合う場を持つなど、多角的なアプローチを行っております。

これらに留意しながら、A Iを個別最適な学びや主体的・対話的で深い学びにつなげるため、自分では思いつかないアイデアを得たり、問題解決の糸口を探ったりするようなA Iの使い方を徹底してまいります。

A Iを思考を広げ深めるためのパートナーとして使用し、本市がずっと大切にしてきた自分の考えを自分の言葉で語る子どもをこれからも育成していきます。さらには、生成A Iを適切に活用し、未来の社会を豊かに創造する力を培ってまいります。

〔10番議員挙手〕

○議長（今枝和子君）

高橋勇樹議員。

○10番（高橋勇樹君）

ありがとうございました。

子どもたちが自分の考えを自分の言葉で語る、その力は重要なことでございまして、生成A Iにはできないところをやっぱり育んでいただければというふうに思います。ぜひとも推し進めていただければと思います。

○議長（今枝和子君）

ここで暫時休憩いたします。

午前9時25分 休憩

午前9時26分 再開

○議長（今枝和子君）

再開をいたします。

○10番（高橋勇樹君）

それでは、ここまで市政運営及び教育現場における生成A Iの活用の必要性和ぬくもりある行政

への転換について述べてまいりました。

最後に、この構想を現実のものとするための決定打についてお伺いしてきたいと思います。

いかに優れたシステムやビジョンがあっても、それを現場で推進する人材がいなければ実現できません。日々の業務で多忙を極める本巢市の職員が、ゼロからA Iの高度な知見を身につけ、全庁的な導入やガイドラインの策定を職員の方々だけで進めるのは、現実的には非常に時間もかかったり、困難な部分もあろうかと思います。

そこで私が提案したいのが、総務省の地域活性化起業人という制度の活用でございます。

この制度を活用すれば、国の手厚い財政支援を受けながら、3大都市圏の民間企業からDXや生成A Iの自走にたけたプロフェッショナル人材を本巢市に派遣または受入れすることが可能になります。

近年では、個人の副業人材を活用する仕組みも充実してきており、より柔軟に外部の専門知見を取り入れることができます。これらの本巢市のAXを強力に引き出すエンジンとして、国の補助金を最大に活用し、民間からデジタル・A Iの専門人材を受け入れてはどうかというところで、最後の質問でございます。

地域活性化起業人制度を活用した外部A I専門人材の登用の見解を企画部長にお尋ねします。

○議長（今枝和子君）

ただいまの質問についての答弁を企画部長に求めます。

企画部長。

○企画部長（林 玲一君）

それでは、お答えさせていただきます。

地域活性化起業人制度は、先ほど来議員申されますように、都市部に所在いたします企業などと地方圏の地方自治体が協定書等に基づき、社員を地方自治体に一定期間派遣し、地方自治体が取り組む地域課題に対し、派遣社員の専門的なノウハウや知見を生かしながら、即戦力人材として業務に従事することで、地域活性化を図ることを目的とした総務省所管の制度でございます。

本市におきましては、これまで地域活性化起業人制度を直接活用した事例はございませんが、DX推進の重要性を踏まえ、令和5年度から3年間、国のデジタル人材育成に係る地方財政措置を活用いたしまして、民間企業の専門的な知見を取り入れるため業務委託契約を締結し、DX人材育成研修や業務改善ツールの実践研修を実施するなど、民間企業の知見を生かした行政のデジタル化に取り組んだところでございます。

また、外部人材の活用につきましては、地域活性化起業人制度のほか、地方創生人材支援制度や企業版ふるさと納税の人材派遣型など、様々な制度が用意されております。生成A Iの活用は、様々な分野で急速に進展することが見込まれる一方、新たな課題への対応も必要になるものと考えております。議員御質問の外部A I専門人材の登用につきましても、地域課題の解決や行政サービスのさらなる向上を図る上で大変重要な視点であると認識をしております。

今後、生成A Iの活用を進める中で、地域活性化起業人制度をはじめとする各種制度の活用も視

野に入れながら、外部の専門人材の活用について検討してまいりたいと考えております。

〔10番議員挙手〕

○議長（今枝和子君）

高橋勇樹議員。

○10番（高橋勇樹君）

ありがとうございました。

決して私も外部から絶対に専門人材を入れなくちゃいけない、入れてはどうかという今回の質問でございましたが、入れなくちゃいけないわけではなく、職員の方々も非常に優秀な方々が多いという中で、さらに加速度的に生成A Iを活用した全庁的な活用が進むのかなというふうに思いまして、今回、提案という形で質問をさせていただきました。ぜひ御検討いただければと思います。

さらには、今回この5点の質問を行政運営と教育現場について質問をさせていただきましたが、現段階では、今日質問したのは生成A I、あくまでも生成A Iという一部のツールでございます。冒頭にも述べましたが、先月、東京のほうにお邪魔したときには、一昨年の同じ自治体ウイークでは、DX、DXと大きくどこのブースも書かれておりました。今年は、ほぼA I、どんなツール、どんな仕組み、商品であっても全てA Iがくっついてくるというようなことで、かなり私も衝撃を受けたところでございます。

その中で、生成A Iはもう既に普通、次の段階に進んでいます。A Iエージェント、このA Iエージェントが次に来るといえるのか、もう既に来ていますけれども、行政の中でも必要となってくる、そんなツールといえるのか、パートナーでございます。ぜひそういったことも含めて、今後御検討を進めていただければというふうに思いまして、1項目めの質問をこれにて終わらせていただきたいと思います。

続きまして、2項目めの御質問でございます。

2項目めの質問は、教育環境の暑さ対策についてでございます。

そこで3点ほど御質問させていただくんですが、昨今の異常な気温上昇はもはや暑いというレベルを超え、災害級というところで猛暑を振るっております。子どもたちの命を脅かす可能性もあるというのが昨今の暑さでございます。

まず、子どもの登下校のときの対策について伺っていききたいと思います。

本市においては、昨年、一昨年と重いランドセルではなく、通気性がよく軽いリュックサックでの登下校を推奨しており、ノーランドセルというのが非常に有名になったかと思います。また、必要最低限の荷物だけを持ち帰る置き勉をいち早く推進されてきました。これは児童の身体的負担を大きく軽減するものであり、保護者の方からも大変好評だったとお聞きしております。

本市のすばらしい先行した取組であったと私も感じている中で、ただそれだけでは、今後の近年の災害級の猛暑は、荷物を軽くするだけでは防ぎきれないのかなというふうに感じております。極めて危険なレベルに達していると実感しております。7月から9月にかけて、登下校時の時間帯には気温が35度を超える日も珍しくありません。既に5月の時点で6月でしたか、台風前ですかね。

非常に暑かった日も、高いところで35度を超えていたと。5月6月でもそんな気温が出ている昨今でございますので、そういった日も珍しくないと。小学生の熱中症リスクは深刻化しているのかなというふうに感じております。

本巢市内には、片道2キロ以上の道のりを徒歩で通う児童も多くおります。仮に小学1年生の歩行速度で2キロ歩いた場合、信号待ちや上り坂はなかなかあるかないか分からないですけど、ありますね、上り坂。また、暑さによる体力の消耗を加味すれば、実際には40分から50分近く歩く計算になってまいります。気温35度を超える炎天下で、これほどの長時間歩行を強いることは、医学的にも熱中症の重大なリスクであり、子どもたちの安全確保は急務だと感じております。

他の自治体の先行事例を見ますと、児童の負担軽減のために既存のスクールバスのルートを拡充したり、市営バス等の公共交通ネットワークを通学に併用する取組も始まっております。また、通学路における公共施設や民間店舗をいざというときに駆け込めるクーリングシェルターとして指定したり、日差しを直接避ける日傘登下校を推奨したりするなど、物理的な暑さを避ける工夫が見られます。

そこでお伺いをしていきたいと思います。

本巢市の児童・生徒が安全に登下校できるよう、ノーランドセルや置き勉といったこれまでの成果をさらに一歩進め、スクールバスと市営公共交通の併用といった移動手段の拡充や、通学路におけるクーリングシェルターの設置など、次なるフェーズの暑さ対策についてどのように検討されていますでしょうか。教育委員会事務局長に見解をお聞かせいただければと思います。

○議長（今枝和子君）

ただいまの質問についての答弁を教育委員会事務局長に求めます。

事務局長。

○教育委員会事務局長（高木孝人君）

本年度の小学校の登下校時の暑さ対策についてお答えいたします。

子どもたちが安全に登下校できる環境を確保することは、本市の重要な課題であると考えております。近年の厳しい暑さを踏まえ、熱中症対策については、これまで以上に丁寧かつ実効性のある対応が必要であると受け止めております。

本市ではこれまで、荷物の軽量化と暑さ対策の双方の観点から、ノーランドセル登下校を導入し、軽量の通学スタイルを推奨してきました。また、教科書等の学校保管を行い、家庭への持ち帰りを行わなくても、学校での学習に支障が生じない体制を整えてきました。

併せて、通気性のよい帽子や日傘、冷却グッズの活用について学校を通じて周知し、子どもたち自身が暑さから身を守る意識の醸成にも努めています。さらに、暑さ指数（WBGT）や気象状況に応じた登下校時刻の調整など、各学校が実態に応じて柔軟に対応できるようにするとともに、学校職員や地域の見守り活動と連携し、安全確保に努めているところです。その上で、登下校時の暑さ対策につきましては、まずはこうした既存の取組を着実に実施し、その効果を高めていくことが重要であると考えています。

さて、本年度につきましては、児童の暑さ対策を一層強化するため、新たな取組を進めています。

6月補正予算において、全ての小学校にネッククーラーを冷却するための冷凍庫を整備する経費を計上し、現在、議会の御審議をお願いしているところです。これにより、登下校時や屋外活動時など、特に暑さの影響を受けやすい場面において、冷却グッズをより効果的に活用できる体制を整え、熱中症対策の強化を図ることとしています。各小学校においては、冷凍庫の設置に併せてネッククーラーの管理・運用方法を整理し、熱中症対策の一環として適切かつ積極的な活用を進めていきます。

一方で、通学距離や地域の実情、安全確保体制などを踏まえますと、登下校環境の改善は単一の手法で解決できるものではありません。このため、学校・家庭・地域がそれぞれの立場で連携しながら、子どもたちの実態に応じた対策を積み重ねていくことが重要です。

今後は、これまでの取組の効果を検証しつつ、他の自治体の事例なども参考にしながら、より実効性の高い暑さ対策について検討を進めていきたいと考えております。子どもたちが安心して登下校できる環境の充実に向け、引き続き取り組んでまいります。

〔10番議員挙手〕

○議長（今枝和子君）

高橋勇樹議員。

○10番（高橋勇樹君）

ありがとうございました。

熱中症対策ということで、ネッククーラーを冷却するための冷凍庫を今後整備するということでございまして、今回のこの6月の補正予算にも確かに計上されております。そこに関しては、委員会等でこれから審議していければと思いますし、本当にネッククーラーのエビデンスがどれだけのものなのかということも、今後、委員会で質問していきたいと思います。

そんな中で、物理的に果たしてそれだけで子どもたちの命を守ることができるのかというところでございます。本当に今年もどれだけ暑くなるか分からない中で、ぜひぜひこれからよりよい暑さ対策を考えていただければと思いますし、先ほどもお伝えしましたとおり、ある見守り隊の方々からも御要望があったように、スクールバスだったり公共交通を活用して、遠い子どもたちに限定するとは思いますが、2キロ、小学校1年生、2年生という体力がまだまだこれからつく、まだ体力が少ない子たちは、非常に厳しいかなというふうに見守り隊の方々からもお声があります。ぜひとも御検討をお進めいただきまして、またお聞かせ願えればと思います。よろしくお願いいたします。

続きまして、教育環境と言えば屋内運動場、いわゆる体育館のことでございます。

現在、学校の体育館への空調設備の設置が進められております。ほぼほぼ設置完了というところかなというふうに思いますけれども、しかし、懸念されるのが体育館の構造でございまして、学校の体育館は基本的にほぼほぼ無断熱であり、屋根からの熱気が直接降り注ぐ構造になっております。幾ら大型の空調を入れたとしても、無駄熱の広い空間においては、全校集会や激しい運動で

多くの生徒が密集した場合、急激な室温上昇が見られるんじゃないかなというふうに思います。また、災害時には地域の重要な避難所となりますが、人が密集した状態で果たして安全に過ごすことができるか不安でございます。

そこでお伺いしていきます。

導入された、あるいは今後導入される体育館の空調設備について、現在のおおよそまず設置されているものでよろしいかと思えますけれども、実効性のシミュレーションは行われているのでしょうか。避難所としての機能確保の観点からも、教育委員会事務局長に所見をお伺いしたいと思えます。

○議長（今枝和子君）

ただいまの質問についての答弁を教育委員会事務局長に求めます。

事務局長。

○教育委員会事務局長（高木孝人君）

それでは、お答えいたします。

本市におきましては、小・中義務教育学校の体育館が児童・生徒の教育活動の場であるとともに、災害時には地域住民の避難所として重要な役割を担う施設であると認識しています。このため、近年の猛暑への対応及び避難所環境の向上を目的として、各体育館の規模や空間容積、施設構造等を踏まえ、空調設備の整備を進めてきました。なお、市内全ての小・中義務教育学校の体育館への空調設備の設置につきましては、令和7年度をもって全て完了したところでございます。

体育館は天井が高く広い空間を有し、利用人数や活動内容、外気温等によって室内空間が大きく変化する施設であり、さらには学校行事や部活動での利用に加え、災害時には多くの避難者が利用することも想定されます。このため、本市といたしましては、現在、空調設備の利用状況や運転実績を把握するとともに、利用人数や施設構造等を踏まえながら、その効果について順次検証を進めていきます。

今後につきましては、こうした検証結果を踏まえ、必要に応じて運用方法の見直しや施設環境の向上に向けた対策を検討し、児童・生徒の安全で快適な教育環境の確保はもとより、災害時における避難所機能の充実が図られるよう努めてまいります。

〔10番議員挙手〕

○議長（今枝和子君）

高橋勇樹議員。

○10番（高橋勇樹君）

ありがとうございます。

ぜひお進めいただければと思いますし、また全ての体育館を断熱工事するというのも莫大なお金がかかるかと思うので、その点に関しても最後ちょっとお話しできればというふうに思います。

続いての質問に入らせていただきたいと思います。

これも、私は本当に提案というか、お願いのような質問でございます。

幼稚園の園庭及びプールの暑さ対策はということで、これは幼稚園に限らず、小・中学校も含めてのお話でございます。

体温調節機能が未発達な幼児においては、とても苛酷な暑さを乗り切るのが非常に困難と私は感じておりまして、現在、夏場においてはほぼほぼ園庭に出ないというのが現状かと思えます。外遊びやプールなどの活動が厳しい制限がかかり、子どもたちが本来経験すべき豊かな外活動の機会が奪われてしまっています。

この状況を打開するために、昨今、他の自治体の保育施設などは、園庭の広い敷地を覆い隠す大型のサンシェード、いわゆる日よけでございますが、日よけの導入が進んでおります。直射日光を遮ることで安全に外遊びができる環境を整えることは、子どもたちの健やかな成長に直結すると考えます。あわせて、直射日光で水温が上がり過ぎるのを防ぎ、紫外線から子どもたちを守るためのプールへのサンシェードの設置も同時に進めていくべきと考えております。

本当に、皆さん見られたことあるか分かりませんが、本当に園庭を覆い隠すぐらいのサンシェード、動画とかネットで検索すれば出てきますけれども、それが本当にどんどん今、私立幼稚園だったりとかそういったところ、公立の幼稚園もどんどん入れていっているところでございます。

そういったことから質問の内容でございますが、夏場における幼稚園での活動制限を減らし、子どもたちが安全に伸び伸びと遊べる環境を確保するため、園庭及びプールへのサンシェード設置の必要性についてどのように認識し、今後どのように対応していくか、お考えを教育委員会事務局長にお尋ねしたいと思います。

○議長（今枝和子君）

ただいまの質問についての答弁を教育委員会事務局長に求めます。

事務局長。

○教育委員会事務局長（高木孝人君）

それでは、お答えいたします。

近年の猛暑により外遊びや水遊びの機会が制約されている状況は、子どもたちの活動や成長機会に影響を及ぼしており、重要な課題であると考えております。

戸外での活動や水遊びは、子どもたちが体を十分に動かしながら自然に触れ、仲間との関わりを深める中で、心身の健やかな発達を促す大切な教育活動であります。

一方で、近年は夏季の高温化が進み、熱中症のリスクが高まっていることから、安全確保を最優先とした教育活動の実施が求められています。

まず、幼稚園の園庭における暑さ対策につきましては、活動前及び活動中に暑さ指数を測定し、その結果に応じて活動内容や時間の調整を行っています。また、小まめな水分補給や休憩時間の確保を徹底し、園児の健康管理を最優先に対応しております。環境面では、遮光ネットや簡易テントを活用した日陰の確保に努めるとともに、各園の状況に応じた遮熱環境の改善を進めております。大型のサンシェードにつきましては、園庭環境の改善に向けた様々な方策の一つとして捉えています。

今後、他の自治体の事例や設置条件等について調査・研究を行うとともに、各園の状況に応じた効果的な暑さ対策について検討を進めてまいります。

次に、幼稚園、小学校及び中学校のプールの暑さ対策につきましては、実施前に気温・水温及び暑さ指数を確認し、子どもたちの健康状態も踏まえながら、実施の可否を判断しています。

また、国の示す目安等を踏まえ、水温管理や実施条件の適正化に努めるとともに、水道水による水温調整やプールサイドへの散水など、環境改善を図っております。さらに、輻射熱対策として、人工芝の敷設や日陰環境の確保を行うほか、学校においては塩タブレットやスポーツドリンクの活用、氷や冷却用タオルの準備など、複数の対策を組み合わせながら、総合的な熱中症予防に取り組んでいます。

今後につきましては、施設ごとの状況や利用実態を踏まえながら、より効果的な暑さ対策について検討を進め、子どもたちが安全・安心に教育活動を行うことができる環境づくりに努めてまいります。

〔10番議員挙手〕

○議長（今枝和子君）

高橋勇樹議員。

○10番（高橋勇樹君）

ありがとうございました。

ぜひ研究を重ねていただき、子どもたちが安心して外で遊べるよう、またプールに入れるように御尽力いただければと思います。

ここまで登下校、また学校の体育館、そして幼稚園における暑さ対策の必要性和具体的な施策について述べてまいりました。これらの対策を実行する上で共通する最大の課題は、財源の確保でございます。現在、国においても猛暑は災害として認識されており、各省庁から熱中症対策に向けた手厚い補助金が展開されております。例えば、小・中学校の体育館への空調設備、また断熱改修については、文部科学省の学校施設環境改善交付金を活用することで、多額の補助金や有利な地方債を活用できると思います。

また、通学路の公民館や協力店舗等をクーリングシェルターとする取組については、環境省のクーリングシェルターの普及に向けた効率的空調導入支援事業などの補助メニューが存在します。さらに、幼稚園の園庭やプールにサンシェードを設置する費用についても、子ども家庭庁の保育所等整備交付金などの安全対策環境改善枠を活用できる可能性がございます。

市民の命、とりわけ未来を担う子どもたちの健康を守る施設において、予算の壁を理由に対策をちゅうちょすることなく、国の補助金を最大限に活用していくべきと強く要望を申し上げまして、私の質問をこれにて終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（今枝和子君）

続いて、12番 高田浩視議員の発言を許します。

高田浩視議員。

○12番（高田浩視君）

半年ぶりの登壇になります。ちょっと前のめりになっておりますので、気温の上昇とともに、雑草の繁茂のように熱い思いを今一気に芽吹かせております。御理解ください。

答弁は簡潔にお願いします。

福祉の総合窓口をつくることが目的ではない、SNSの発信をすることが目的ではない、DXの推進が目的ではない。それを今、しっかり皆さんと共有していきたい、そういう思いで今立たせていただいております。

人口減少が毎年加速度的に進み始めています。地方において若者の人口流出は止まりません。選ばれるまちにならなければ、本巣市で住み続けたい住民の願いはかないません。選ばれるまちは、住みやすいまちです。住みやすいまちの一つの要因は、困ったときに必ず助けてくれる、必ず相談に乗ってくれる、解決へつないでくれるまち、そういう仕組みができているまちと私は考えています。そういう仕組みが機能していなくてはなりません。この仕組みの中の中心は重層的支援体制、本巣市の体制は機能しているのか、お尋ねしたいと思うんです。

この課題を考えていく中で、愛知県の稲沢市の取組が目に入りました。これが先進地の事例なのかも分かりません。ただ、全国から視察が訪れている事例のようです。この事例を比較し、現状を確認させてください。

1点目に入ります。重層的支援体制の現状についてです。

全国で福祉に課題を抱えている人に係る殺傷事件が後を絶ちません。生きづらさを抱えたまま、行政の支援が行き届いていない住民が多く存在しています。令和3年度に国により重層的支援体制が創設され、本巣市では新庁舎の開庁とともに、その相談窓口で支援が積極的に行われていると考えます。変化の激しい社会情勢に敏速に対応した取組が不可欠で、その施策はその都度ブラッシュアップが必要と考えます。現状と今後の取組を確認したいと思います。

1点目です。

誰一人取り残さない相談支援、アウトリーチを通じた継続的な支援の現状についてお伺いします。よろしくお願いします。

○議長（今枝和子君）

ただいまの質問についての答弁を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（磯部千恵子君）

それでは、お答えします。

本市では、地域住民の皆様の複雑化・複合化する支援ニーズに対応し、誰一人取り残さない包括的な支援体制を構築するため、新庁舎の開庁に併せ、福祉総合相談室を新たに設置し、本人や世帯の属性を問わず、あらゆる相談を受け止める包括的な相談支援体制の強化を図ってまいりました。

本市が進める重層的支援体制整備事業においては、市が全体のマネジメントや庁内連携を担当し、社会福祉協議会等の福祉専門職が相談支援、参加支援、地域づくり支援の3つの支援を中心に、複

雑・複合ケースの支援調整を担い、両者が密接に連携し、一体となって事業を推進しております。

このような体制の下、福祉総合相談室では、子ども分野を担うこども家庭センター、障がい福祉分野を担う基幹相談支援センター、高齢福祉分野を担う地域包括支援センター、成年後見分野を担う成年後見支援センター、生活困窮分野を担う生活困窮者自立相談支援機関が、それぞれの専門知識を生かして分野横断的な連携の下、包括的かつ重層的な相談支援を実施しているところでございます。

令和7年度の福祉総合相談室における相談実績は、延べ6,157件となっており、相談方法は、電話相談が3,308件と最も多く、次いで来所相談が1,810件、そして支援を必要とされながらも自ら助けを求めることが困難な方に対し、積極的に支援の入り口をつくるためのアウトリーチによる訪問相談が1,039件となっております。

相談内容別では、高齢福祉に関する相談が2,054件と最も多く、次いで児童福祉に関する相談が1,729件、母子保健に関する相談が1,412件となっております。

アウトリーチによる訪問相談に至るケースは、民生委員・児童委員、医療機関、学校など関係機関との日常的な連携や相談支援の過程で把握されるものに加え、御家族や地域住民の皆様からの相談等もあり、職員が自宅等を訪問し、必要な支援につなぐとともに、継続的に寄り添った支援を行っているところでございます。

〔12番議員挙手〕

○議長（今枝和子君）

高田浩視議員。

○12番（高田浩視君）

これに対しては再質問をお願いしたいんですが、今、相談支援、参加支援、地域づくり支援、国の施策の説明ですね。命に関わる取組です。厳しい言い方をしますが、相談件数の説明がありましたが、それが多いのかよく分かりませんが、数字だけ何うと大変な対応してみえるということを感じます。どのような取組がされて件数を増やしているのか、どうやってアウトリーチにつなげているのか、お聞きしたいです。本巢市の特徴的な取組、本巢市ならではの取組をお聞きしたいんですが、それは次回にします。

私の薄っぺらい考察ですが、稲沢市の取組ですが、1つの特徴が福祉課と社協の関係ですか。福祉総合窓口が重層の推進役としている、福祉課は重層事業の設計と運用・評価・分析・改善、事業全体の調整役、財源確保、庁内連携の充実と、社協は包括的な支援体制づくり、稲沢モデルの充実、複雑・複合的な課題を抱えたケースの支援調整、周知啓発、研修会の開催、情報収集、社会資源の開発など、生活困窮者支援をベースに仕組みづくりを展開しています。稲沢市は、福祉課と社協が一体となって重層を推進しています。

もう一つが多機関協働事業のところですが、福祉の拠点、福祉総合窓口。支援の視点は家族全体最適とチーム支援の強化、多職種連携です。ステップ1、ブラッシュアップ会議、まずは社協の専門職で複雑・複合の課題を解きほぐす。ステップ2、稲沢市福祉総合相談対策支援チーム、支援会

議ですね、情報の共有、市役所の専門職を加え、多角的な視点から家族全体の支援方針や役割分担等をさらに検討しますと。ステップ3として、稲沢市福祉総合相談対策支援チーム会議、支援会議ですね、稲沢市として支援方針や役割分担等の最終決定、支援の評価、不足する社会資源を検討しています。

このような取組、本巣市と比べてどうなのか、再度伺いをしたいと思います。

○議長（今枝和子君）

ただいまの再質問についての答弁を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（磯部千恵子君）

それでは、お答えいたします。

御紹介いただいた稲沢市の取組につきましては、支援対象者のみならず、支援者を支える仕組みを中心に据えた実践モデルであるところに特徴があるものと認識をしております。支援者が1人で抱え込まない仕組みづくりです。

具体的には、相談受付からアセスメント、多機関による検討、支援会議を経て支援開始に至る一連のプロセスについて、共通様式の活用や会議体の役割を明確化し、支援の流れを体系化・可視化している点に特徴がございます。

本市としましても、今後の取組の参考にしてまいりたいと考えております。

〔12番議員挙手〕

○議長（今枝和子君）

高田浩視議員。

○12番（高田浩視君）

では、2点目に行きます。

人口減少、少子高齢化が想像以上のスピードで進み、経験したことのない課題が起きていると僕は感じています。

新たな課題や前例のない課題に対する支援体制はできているのかをお尋ねします。

○議長（今枝和子君）

ただいまの質問についての答弁を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（磯部千恵子君）

それでは、お答えします。

人口減少や少子高齢化の進行に伴い、身寄りのない高齢者や老老介護、8050問題、親亡き後を見据えた支援が必要な世帯など、社会の課題はこれまで以上に複雑化・複合化しております。従来の社会保障制度が前提としていた家族や安定した雇用といった基盤が大きく揺らいでいる中で、これまでの対象者別のサービスだけでは十分な問題解決につながらないケースも生じているところがございます。こうした状況に対応し、本市がこれまで構築してまいりました重層的相談支援体制

をさらに深化させ、庁内各部局、さらには関係機関と連携し、一体となって包括的な支援を推進することが必要であると認識しております。

本市が推進する重層的支援体制事業においては、このような新たな課題、前例のない課題にも対応するため、大きく3つの事業を柱として支援を行っております。

1つ目は、多機関協働事業です。これは、単独の支援機関では対応が困難な事例について、支援会議や重層的支援会議を開催し、関係機関の役割分担や支援方針の整理を行うことで、支援全体のコーディネートを図り、切れ目のないチーム支援の強化に努めるものです。

次に2つ目は、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業です。複雑化・複合化した市民ニーズを抱えながらも必要な支援が届いていない方に対し、関係機関との連携により地域の情報を幅広く把握し、継続的な関わりを持つために、信頼関係の構築に向けた家庭訪問や同行支援を行うものです。

3つ目は参加支援事業です。様々な事情により社会とつながることが困難な方に対し、本人やその世帯の状況等を丁寧に把握し、地域の社会資源や支援メニューとのマッチングを行うことにより、社会参加に向けたプランの作成から実行、さらにその後のフォローアップまで一体的に支援するものです。

これらの事業を一体的に推進することは、市民が孤立することなく、それぞれの能力を発揮し、安心して生活できる地域共生社会の実現を図る上で、極めて重要な事業・手段であると認識しております。

本事業が単なる制度の運用にとどまることなく、今後とも複雑化・複合化する地域課題に柔軟かつ総合的に対応できるよう、庁内連携はもとより、医療・介護・教育機関、地域住民、NPO等の多様な主体との連携を一層強化し、相談者一人一人の状況に応じた切れ目のない支援の充実に努めてまいりたいと考えております。

〔12番議員挙手〕

○議長（今枝和子君）

高田浩視議員。

○12番（高田浩視君）

すみません、ここをもう一度深くお聞きしたいので、再度お聞きします。

これからの日本は、世界中どこも経験したことのない社会情勢に向かっていくんですね。でも、これは予想されている話です。誰も経験したことのない課題が起きてくる。その未知の課題に対応できている、体制はできているという理解でいいのかなというふうに今思うんですが、役所はともかく、本巣市役所ではないですよ。前例主義、指示待ちという印象が拭えないんですね。私が考えるなら、ここはDXでは対処できない部分、むしろしてはいけない部分ではないでしょうか。ここはマンパワーによる部分が大きく、それぞれの経験が重要であるのでしょうか。しかし、経験だけでは社会情勢に対処できない案件が大いに出てくる。どんなことが起きても支援の質を落とさない体制を絶えず整えている、検証していく必要があると思います。

あえて、あえて聞きます。今後の課題についての認識はありますか。お願いします。

○議長（今枝和子君）

ただいまの再質問についての答弁を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（磯部千恵子君）

重層的支援体制整備事業を推進するためには、専門的知識を有し、多機関協働による支援を調整できる人材の確保と育成が重要であると認識をしております。

現在、本市では、包括的相談支援体制の中で、関係部署や関係機関との連携により対応しておりますが、複雑化・複合化する地域課題への対応が求められる中、相談を受ける専門職はもとより、複数機関を調整するコーディネーターの継続的な人材育成や支援力の向上は重要な課題であると考えております。

これらに対して、稲沢市などの事例も参考にしながら、人材育成に加え、さらなる支援関係者の当事者意識の醸成のための研修機会を充実し、関係者の腹落ちを促すことで、本市の実情に応じた多機関協働の仕組みづくりに取り組んでいきたいと考えております。

〔12番議員挙手〕

○議長（今枝和子君）

高田浩視議員。

○12番（高田浩視君）

お願いします。

2点目です。大きい2点目ですね。

SNSの活用による市政の活性化についてです。

今、自治体のSNSの発信が盛んですね。多分、その多くが各自治体の魅力発信を行っていると感じています。それは、その情報を受けた人の行動の動機づけが目的ではないかと考えています。それを求めない発信は無駄と考えます。成果は出ているのかということです。SNSの活用と言っても、単に情報発信や写真をアップロードするだけでは、従来のホームページと何ら変わりません。効果的に活用できているとは言えないのではないのでしょうか。

公益財団法人日本交通公社が旅行先を選択する際に、SNSからの情報を重視するかどうかを調査した際には、特に若者世代ではSNSからの情報を重視する回答が50%を占めていた。この結果から、SNSは観光振興等にも役立ち、特に若者世代ではSNSの影響は大きいことが分かります。また、SNSを活用して各種申請手続等が行える地方公共団体も増加しています。

今、幅広い世代に対して自分たちの地域に興味を持ってもらうことや、住民に対して簡単に分かりやすい行政サービスを行っていくためには、SNSを活用したアプローチを行っていくことが必要であると考えます。しかし、SNSにも様々な種類があり、それぞれ特徴も利用している世代も異なります。今後、他の地方公共団体との違いを見だし、魅力を伝えていくためには、これらの特性を理解し、それを生かす必要があると考え、効果的かつ効率的に活用していくことが今求められていると考えます。

それで、全国の自治体でＳＮＳによる情報発信が盛んに行われています。非常に魅力的な発信があり、全国の自治体の先進的な取組を半ば押しつけ的に様々な自治体から情報提供を受けます。また、双方向コミュニケーションにより、市民のニーズ把握にも有効に活用されています。市の課題を分析し、解決のための積極的なＳＮＳの活用が有効な手段になると考えます。

本巢市のＳＮＳ情報発信の目的と現状とその効果についてお伺いします。お願いします。

○議長（今枝和子君）

ただいまの質問についての答弁を企画部長に求めます。

企画部長。

○企画部長（林 玲一君）

それでは、お答えさせていただきます。

本市では、広報活動の方向性を明確にするため、令和7年1月に本巢市広報戦略を策定し、伝える広報から伝わる広報への転換を目指しながら、多様な広報媒体の特性を生かした効果的かつ効率的な情報発信に取り組んでおります。この広報戦略では、広報を行政サービス広報、政策広報、地域広報の3つに分類をし、それぞれの目的に応じて媒体を使い分けております。

具体的には、利用者の多いLINEでは、行政サービス広報を中心に、InstagramやXでは、地域の魅力や話題などの地域広報を中心に発信をしております。加えてXでは、行政サービス広報も併せて行っております。また、ユーチューブでは動画の分かりやすさを生かし、市政情報番組「コチモト」の配信などを通じて、行政サービス広報や政策広報を展開をしております。

特に、令和7年3月末に開設をいたしました広報公式Instagramにつきましては、市民の皆様や地域で活躍される方々、市内の風景やイベントなどを主役とし、本巢市ならではの魅力が自然に伝わることを意識して運用をいたしております。開設から1年余りが経過しましたが、投稿数は200件、フォロワー数は1,500人を超え、着実に認知度の向上と情報発信力の強化につながっているものと考えております。

また、本市では、各媒体を単独で運用するのではなく、ホームページや広報紙を含めたクロスメディアによる情報発信を行っております。SNSで市民の皆様の関心を高め、ホームページや広報紙へ誘導することで、より詳細な情報を提供するなど、それぞれの媒体の強みを生かしながら相乗効果を生み出しております。

今後も、広報戦略に基づき、多様化する情報収集手段や市民ニーズにも対応しながら、より分かりやすく、伝わる情報発信に努めてまいります。

〔12番議員挙手〕

○議長（今枝和子君）

高田浩視議員。

○12番（高田浩視君）

それでは、2点目です。

双方向コミュニケーションの活用の現状についてお伺いします。

○議長（今枝和子君）

ただいまの質問についての答弁を企画部長に求めます。

企画部長。

○企画部長（林 玲一君）

それでは、お答えします。

議員御指摘のとおり、SNSの特徴の1つは双方向性にあり、市民の皆様とのコミュニケーションやニーズの把握につながる有効な手段であると認識をしております。市民の皆様の多様な声に耳を傾け、よりきめ細やかな対話を進めることは、市政の活性化において重要な視点であると考えております。

本市では、市民の皆様からの御意見や御要望につきましては、意見箱や各種アンケート、自治会との意見交換、さらに市ホームページでのお問合せフォームなど、様々な広聴手段を通じて把握に努めております。

その中でSNSにつきましては、伝えるだけではなく、伝わる広報を目指す観点から、市民の皆様から寄せられる反応や意見を把握するツールの1つとして活用しております。例えば、Instagramのメッセージ機能やストーリーへのリアクションを通じて、市民の皆様から投稿への感想や御意見、地域の話題に関する情報提供などをいただいております。日頃の情報発信の参考としております。また、投稿に対する閲覧数や反応の状況を分析することで、市民の皆様の関心が高いテーマや発信手法の把握にも努めております。

今後も、広報戦略に基づき、多様な広報媒体の特性を生かしながら、市民の皆様の声や反応を丁寧に受け止め、より分かりやすく親しみやすい情報発信につなげてまいります。

〔12番議員挙手〕

○議長（今枝和子君）

高田浩視議員。

○12番（高田浩視君）

それでは、ちょっと少し考察したので、市民参加型のSNSの運用は、自治体が一方通行の広報から双方向の公共コミュニケーションへ転換するための中核的な手法ですと言われています。投稿や告知だけでなく、市民の声、コメント、ダイレクトメール、アンケート、リアクションを計画的に受け取り、意思決定やサービス改善に反映することで、情報の透明性が高まり、信頼と参加意欲が循環的に強化されると。特に広報担当に求められるのは意図の明確化、誰に何をなぜ伝えるのか。対話設計、どの接点でどのように受け取り可視化するか。改善プロセス、定期的な検証と反映です。

さらに、緊急時の即時性、平時の生活情報の利便性、地域の魅力発信によるシビックプライドの熟成といった目的が同居しているため、KPIも安全・利便・関与の3系統で設計し、運用リソースに応じて優先順位を明確にしておくことが実務上の前提となりますというような意見があります。

情報発信の参考にするだけではないのでしょうか。貴重な意見です。双方向コミュニケーションの手法を組み立てて、施策に反映する取組を始めるべきではないかと僕は考えます。お金も手間も

さほどかかりません。

それでは、さて、3点目に行きますが、もとまる、頑張ってくれていますが、本巢市民に向け、さらに本巢市に関心を持っている人、企業に市の施策をしっかりと届ける手法として、SNSの活用がもっとできるのではないかと考えるんです。その取組は、首長や職員自ら丁寧に発信することが、情報を受け取る側に響くのではないかと考えるんです。高齢の方本人は見えていないのかもしれませんが、その子どもや家族、日本中、世界中からしっかりとチェックしているでしょうし、しているはずです。

最初に戻りますが、SNSの発信の目的は災害緊急時の発信、リアルタイムで情報を届ける、移住促進、シティプロモーションですね、若年層の地域参加促進ですね。そして、住民向け行政サービスの情報発信。私は、市として今の住民向け行政サービスに関する情報発信を強めていく必要があると考えるんです。そのためには、市長をはじめ職員による直接的な施策の情報発信がより効果的ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（今枝和子君）

ただいまの質問についての答弁を企画部長に求めます。

企画部長。

○企画部長（林 玲一君）

それでは、お答えさせていただきます。

議員御提案の首長や職員が出演して自治体をPRする手法につきましては、岐阜県や山県市をはじめ、県内はもとより全国で様々な事例があり、首長が持つ発信力や親しみやすさを生かすことで、より多くの方に関心を持っていただく効果が期待できるものというふうに認識しており、自治体の情報発信をより一層強化し、活性化を推進する上で有効な手段の一つであると捉えております。

一方で、本市のInstagramは、市民の皆様や地域で活躍される方々、市内の風景やイベントなどを主役とし、本巢市ならではの魅力が自然に伝わることを意識して運用しており、市民が主役であるという基本的なコンセプトを大切にしております。SNSは、市民や地域の魅力をより効果的に発信するための一つの手法として活用していくことが重要であると考えております。

今後につきましては、市政の重要な施策やイベントのPRをはじめ、市民の皆様により親しみを持っていただける情報発信や、本市の魅力をより分かりやすく伝えられる場面においては、市長や職員の出演も取り入れながら、効果的な情報発信に努めてまいります。

〔12番議員挙手〕

○議長（今枝和子君）

高田浩視議員。

○12番（高田浩視君）

私の考える目的、方向性とは少し違うのかもしれませんが、最初に戻りますが、魅力の発信をしてどうするんですかということです。目的を明確にいただき、その効果が発揮できるような方法を取り入れていっていただきたいと思います。もったいないです。

次です。いつものDX枠です。

DXに関する直接的な質問は9月以来ですが、とにかく今この技術の進歩が目覚ましい。取り組んだ自治体はどんどん業務の効率化が進んでいるようです。

それでは、DXの推進の進捗についてお伺いしたいと思います。

全国で人材不足の状況が顕著になり、どの自治体でも職員の確保に苦慮しているようです。先が読めない社会情勢により、急激な物価高騰が進み、予算作成時の単価で調達できない状況も起きているようです。行政の施策実行に継続的にさらなる効率化が求められています。

一方で、AI、DXの技術進歩が著しく、特にAIに関しては、先ほど高橋勇樹議員からもありましたが、1年前には想像できないスピードで技術が進んでいるようです。その積極的な活用は不可欠と考えます。今、DXの推進効果の発揮が求められています。

そこで、さて、以前質問しましたが、庁内業務の進め方が効率化されているのか、今回、総務部をターゲットにしてお聞きします。この2点は、私としては業務効率化の余地が高い、財政の効果が高い取組と考えてお尋ねします。

では1点目です。

自治会等の要望等の取扱い等、その連携において、フロントヤード・バックヤードの改革が進んでいるのかお伺いします。

○議長（今枝和子君）

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長。

○総務部長（林 晃弘君）

それでは、お答えします。

現在、自治会長には、自治会の経常的な活動を支援するための自治活動事業補助金等の交付申請、通学における危険箇所の改善や防犯灯、消防施設の設置や修繕、道路の改良や舗装、側溝や水路整備等の要望等、様々な書類を作成いただき、市に提出をいただいております。

フロントヤード改革とは、行政と住民のコミュニケーションやサービス提供の仕組みを根本的に変革する取組のことであり、この改革は、デジタル技術を活用し、書かないワンストップ窓口の導入やオンライン申請の推進等、住民と行政の接点を多様化・充実化することを目的としております。

本市における自治会との連携に係るフロントヤード改革につきましては、各種申請書や要望書等を市ホームページからダウンロードすることができ、窓口だけでなくメールでも受け付けをしているほか、カーブミラーや通学路標識、防犯灯については、近年、老朽化により倒壊する事故が各地で相次いでおりますことから、その不具合等について、自治会長等からウェブフォームにより報告いただくことで、迅速な対応ができるようになっております。また、令和7年度より市総合防災訓練に係る各自主防災組織における訓練メニューにつきましても、ウェブフォームからの受付を追加しており、今後も自治会からの報告等につきましては、フロントヤード改革を進め、自治会長の負担を軽減してまいります。

続きまして、バックヤード改革とは、住民からは見えない、庁内の事務処理を効率化するための

施策ですが、フロントヤード改革が進み、窓口の対応が効率化されますと、バックヤードにも余裕が生まれ、働き方や業務に応じた改革にも着手できるようになりますことから、今後もフロントヤード改革と一体として取り組むことで、バックヤード業務の効率化を進めてまいります。

〔12番議員挙手〕

○議長（今枝和子君）

高田浩視議員。

○12番（高田浩視君）

1つの申請に対して、データの打ち込みを何回もしなければならない、違いがないかチェックしなければならない、当然、人間の手です。時間もかかります。担当部署まで何回行かうか分かりません。自治会との協議も必要でしょう。当然、先方との時間の調整、これが仕事、業務だったんですよね。これからは、このような仕事はなくなると言われています。特別のシステムを導入しないでできてしまうんです。問題が起きました。その対処として人のチェックを強化します。仕事を増やしてどうしているんですか。応急的な対応としては正解なのかもしれません。フロントヤードからバックヤードの流れを改革改善できると僕は考えます。

次にデジタルツインです。2点目です。

災害対策で南北に広大な面積を有する本巢市にとって、防災のDXとして1年半前にデジタルツインの活用を検討すべきと質問しました。大きな予算が必要という認識でした。現実はそうではないようです。このデジタルツインの活用があらゆる場面で進んでいます。

それで2点目です。

公共施設の現状把握や土地・建物の利用状況、樹木の管理等にデジタルツインの活用が進んでいます。外部委託によらず、コストのかからない取組が進んでいます。取組が必要でないか。今回は、これに関してDXに御理解のある総務部長に総務関連の業務に関してお伺いします。

○議長（今枝和子君）

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長。

○総務部長（林 晃弘君）

それでは、お答えします。

デジタルツインにつきましては、現実空間の情報を仮想空間上に再現し、施設やインフラの状況を視覚的に把握・分析できる技術であり、行政事務の効率化や客観的な状況把握に資する有効な手法の一つであると認識しております。

議員御指摘の公共施設の現状把握や土地・建物利用状況の管理、樹木管理につきましても、現地の状況を三次元的かつ視覚的に把握できることから、維持管理業務の効率化や情報共有の高度化につながる可能性があるものと考えております。

一方で、デジタルツインの整備手法は様々であり、国が進める全国の都市の3D地図を整備するプロジェクトであるPLATEAU（プラトー）のような広域的な取組から、和歌山県田辺市のように職員

がドローンで取得したデータを活用し、特定の施設やエリアを対象に内製で整備する取組まで、その規模や目的に応じた手法が取られております。

また、整備費用に加え、継続的なデータ更新や運用体制の確保、人材育成などの課題もあることから、導入に当たっては、長期的な視点に立った検討が必要であると考えております。

さらに、県と市町村が共同で整備・運用しております県域統合型GISにつきましては、運営主体への聞き取りにおいて、デジタルツインを整備する市町村が増加している状況を踏まえ、動向を注視していくとのごことでございました。そのため、国や県による広域的なデータ連携や共通基盤の整備が進展する可能性もあることから、本市といたしましては、将来的な二重投資を避けるため、国や県の関連施策の動向に留意するとともに、先進自治体における活用事例や導入効果について情報収集を進めてまいります。

今後は、本市の公共施設や市有財産の管理業務において、どのような活用が有効であるかを調査・研究し、費用対効果や持続可能な運用体制を十分に見極めながら、本市に適した手法について検討してまいります。

〔12番議員挙手〕

○議長（今枝和子君）

高田浩視議員。

○12番（高田浩視君）

今、御答弁にありましたデジタルツインの先進地の田辺市の担当者のお話も私は聞きました。それで今、田辺市の現状ということで紹介させていただきますが、デジタルツインは初動だけではなく、災害復旧にも役立ちます。崖崩れの現場調査をドローンに任せれば、職員の二次災害を回避できます。また、家屋が浸水した場合、住家被害の認定調査として戸別訪問が必要でしたが、これもデジタル空間でできるようになりました。

文化財の保存に関しては、今や3Dデータが欠かせません。2019年に火災に見舞われたパリのノートルダム大聖堂の再建では、データが大いに役立ちました。これを参考にして、田辺市は世界遺産「熊野古道」の参拝道沿いにある史跡をはじめとする文化財のデジタルツインの生成を進めていますと話しています。

最初に、正確だし便利だよねと共感してくれたのが、現場で汗をかいている職員でした。ただ、デジタルツインが進んだ今でも、一部のベテラン職員は現場に行ってなんぼ、現場にこそ答えがあると考えており、従来の手法からマインドチェンジが進んでいませんと指摘した上で、デジタルツインが従来の手法に取って代わるものではなく、補完するものだという説明を地道に続けているということです。庁内での横展開がなかなか進まない現状があるようです。

ドローンや衛星画像を使い、現状把握を行います。ドローンは委託ではなく、職員自ら、先ほどありましたように自ら操作しています。あくまでも従来の方法に取って代わるものではなく、補完するものという位置づけのようです。外部委託ではなく、職員自ら行い、予算も10万円ほどから始められる仕組みもある、施策もあるということでした。今後、大学や高校でデジタルを学んだ精通

した人材が職場に入ってきます。占めてきます。仕事のやりがいや採用に向けての取組の一助になるのではないかというふうに僕は考えます。

それでは3点目です。

D Xの進歩が著しいですね。A Iの積極的な、今、すぐ前の高橋勇樹議員にありましたけど、積極的な利用の促進も国レベルで行われています。推進計画ですか、アクションプランの陳腐化が僕は危惧されます。この推進計画、アクションプランの適宜の変更が必要ではないのか、企画部長にお伺いします。

○議長（今枝和子君）

ただいまの質問についての答弁を企画部長に求めます。

企画部長。

○企画部長（林 玲一君）

それでは、お答えさせていただきます。

議員御指摘のとおり、昨今のデジタル技術、とりわけ生成A IをはじめとするA I技術の進歩は著しく、国においてもA Iの活用促進に向けた様々な取組が進められております。このような状況の中で、計画策定時には想定していなかった技術や活用方法が次々と登場しており、D X推進計画やアクションプランにつきましても、社会情勢や技術動向を踏まえながら適宜見直しを行っていくことが重要であると認識をしております。

本市におきましては、令和5年3月にD X推進計画を策定し、その後、推進組織体制の見直しに伴い、令和8年3月に改定を行っております。また、アクションプランにつきましても、令和7年3月の策定後、新たな事業の追加等を目的として令和8年3月に改定を行っており、必要に応じた見直しを実施しているところでございます。加えて、このアクションプランにおいては、基本方針の事業の一つとして、A I技術の活用を掲げており、生成A I技術の活用を業務効率化と市民サービス向上に資する重要な取組と位置づけ、先ほどの高橋勇樹議員の御質問にもお答えさせていただきましたとおり、令和7年度に職員による無料トライアルを実施いたしました。これを踏まえ、今年度4月には生成A I利用ガイドラインの全面改定と生成A I活用ガイドブックを策定し、本格導入を図っております。さらに、職員が生成A Iを安全かつ効果的に活用できるよう、導入時研修に加えまして、5月末には庁内データ連携機能（R A G機能）に関する専門研修を実施するなど、継続的に職員のスキルアップと情報共有にも力を入れているところでございます。

今後におきましても、国や県の施策動向、近隣自治体の先進事例、さらには生成A Iをはじめとする新たなデジタル技術の動向を注視しながら、必要に応じて計画及びアクションプランの内容を柔軟かつ機動的に見直しつつ、デジタル技術を活用する職員の人材育成も図りながら、デジタル技術の恩恵を最大限に生かした行政運営を推進してまいります。

〔12番議員挙手〕

○議長（今枝和子君）

高田浩視議員。

○12番（高田浩視君）

最後にすみませんが、昨日、岐阜県のほう、デジタル推進会議の戦略会議ですか、AIの活用、僕ちょっと記事は確認していませんけど、お願いといいますが、今、ガバメントAI構築の第一歩として、デジタル庁は生成AI利用環境「源内」を各省庁に展開しています。源内をこの秋、国家公務員18万人が利用できるようにするようです。行政職員の業務執行を支援する行政実務に特化したアプリが提供されます。地方公務員の利用はできるのかちょっとよく分かりませんが、以前、アクションプランにおける生成AIの取組に対してスピード感が足らないと提案しました。取り組んでいたようですが、事はそれ以上に進んでいる様子。特に今年になってからすごいことになっているようですね。

今、高橋議員から御紹介があったAIエージェントというものが話題を集めています。従来の生成AIは質問に答えたり、文書を作ったりと情報のやり取りに特化していて、人間の判断を補助する役割を担っている。実際に仕事を完結することは難しく、最終的には人間の手の操作や判断が必要でした。行動する力を獲得したAIが、自ら仕事の一部を代行できるようになった。それがAIエージェントのようです。民間ではもう活用が広がっています。AIエージェントの利用を私は検討してくださいとは言いません。いかなるものか注視していく、絶えず調査していく、僕は必要があると思います。そういうことができる人材を確実に育ててほしいです。

例えば、一概には言えないが、業務をする上で電話を使わないことは考えられません。パソコンがないことも考えられません。スマホがないことも考えられないですね。同じように生成AI、AIがないことは考えられないのではないかと。これを前提に業務を組み立てていく状況が目の前に迫っているというのではないかと。それに係る人材をしっかりと育ててほしいです。目的は、あくまで市民の福祉の充実であり、住み心地の追求です。お願いします。終わります。

○議長（今枝和子君）

ここで暫時休憩いたします。再開は10時50分です。

午前10時40分 休憩

午前10時51分 再開

○議長（今枝和子君）

再開をいたします。

〔挙手する者あり〕

14番 鰐本規之議員。

○14番（鰐本規之君）

一身上の弁明をしたいので許可をお願いをいたします。

○議長（今枝和子君）

ただいま鰐本規之議員から一身上の弁明を行いたいとの申出がありました。

お諮りをいたします。この申出のとおり発言することを許可したいと思いますが、これに御異議

ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、鏑本規之議員の発言を許可することに決定をいたしました。

それでは、議席番号14番 鏑本規之議員の発言を許します。

○14番（鏑本規之君）

ただいま議長からのお許しを得ましたので、一身上の弁明をさせていただきます。

一身上の弁明ということですが、私、皆さんが承知のとおり、今裁判中であります。この裁判は公職選挙法違反ということでありまして、寄附行為に触れるということで今裁判をしているわけであります。前にもこの席で言ったと思うんですが、私は無実という形で今戦っている最中ですので、最高裁まで裁判を続けるということを皆さんにも言ったかと思っております。

けれども、裁判の中で検事が求刑論告の中で言われたことが、非常にきついことを言われました。今回やった行為だけではなくて、議員たるものは、いかなる名義をもってしても有権者に対して金品を与えてはならないという、この原則に従って理由を述べられました。その理由の中には、簡単なことを言うと、世話になった人にお中元、お歳暮を配ること、これも禁止されています。そして、友達が入院したりしたときにお見舞いを持っていくのも禁止をされています。そういうような形で多くのことが禁止をされているという形で求刑論告をされたわけであります。

そういう中で、今回9月の定例議会が終了後、議員を辞職したい旨、議長に提出する予定であります。その理由につきましては、今回裁判の中で、今申したように、検事さんから指摘された寄附行為と言われるお中元、お歳暮、これは私は議員になる前からずっと続けていることですので、もう20年以上続けています。また、こちらに来たときに、私はアパートに住む金もない、明日の御飯の心配をせないけないぐらい貧乏だったんですが、そのときにいろいろな形で御支援をいただいた人がいる。そういう人たちがもし病気になれば、お見舞いに行くのは当然だと思っていますし、またそういう人たちが、子どもが生まれたとなれば、お祝いも持っていきます。結婚されたと聞けば、お祝いも持っていきます。また、世話になった方たちが亡くなれば当然、私は葬儀には参加しますが、参加した後に初盆があれば、初盆のときに果物等々をずっと届けています。

そういうようなことが全て公職選挙法に触れますよと、だから違反ですよと言われるなら、私は人との付き合いを大事にしたいし、また地域の人たちとのコミュニケーションも図りたい。議員を辞めなくてバッジを付けたままそれを行えば、また今回のように警察のほうから公職選挙法違反だといって、何かもらった人、そういう人たちに何日も何日も警察署に呼ばれ、そして食事も警察署の中で食べ、夕方の4時、5時まで拘束されて、それで調書を取られる。こうなれば地域の人たちに物すごく迷惑をかける。そこまでして議員のバッジをつけなければいけない理由はないと思っています。私は議員のバッジをつけていても、バッジを外しても鏑本規之に変わりはありません。また、本巢のために市民の声の代弁者として行政に伝えていくことについては、バッジを付けていようとつけていないと関わらず、やるべきことはやっていきます。

バッジをつけていると、地域の人たちに今までやってきたことに対して調査が及ぶ、それを防ぐために、今回は9月の定例議会終了後にバッジを外します。

裁判においては、私は法に触れることはしていないと思っていますので、7月9日にどういう判決が出ようとも議員は辞めますし、裁判は続けていくつもりであります。

裁判を続けていく理由の一つとして、私は今回起訴をされています。私と同じような選挙違反とされている人たちは、不起訴に大半がなっています。けれども、私は今回起訴をされたわけであります。ですので、起訴をされる、どの線までが起訴され、どの線までが不起訴になるのかということが明確に示されるまで、裁判は続けたいと思っています。これをきちんと定めてもらわないと、議員の中で議員生活を安心して過ごせない人がいるだろうと思っているからです。

私が行ってきたことと同じようなことを、私の知る限り多くの議員はしています。それを警察に言葉で悪い言い方をすればチクられれば、私と同じように議員辞職をしなければならなくなる。そういう不安を取り除くためにも、どこまでが不起訴で、どれ以上、上が起訴されるのかということが裁判の中できちんと示されるまで戦っていきます。

もう一つは、私ごとになるかもしれませんが、今回、私は投票依頼をしたということで、買収容疑で捜査をされました。買収容疑をということで検挙しようとして、地域の方たち50名から100名近い人に事情聴取をし、今回名前が上がっている28人、そして届け物を届けてくれた6人においては、10日以上も朝の10時から夕方4時、5時まで拘束をされ、そして検事調べもとことん行われたけれども、投票依頼という形の買収ということでは証拠が何も上がってこなかったし、そういう証言も出なかった。警察のほうとしては、買収容疑では起訴できないと判断をして、寄附行為の違反ということで起訴したわけであります。

買収行為で取調べをして、その取調べの中において、どうして寄附行為に変わる罪名にして私を起訴したのか、その理由も明確にされるまで、とことん裁判を続けていきたいと思っています。

また、このことが本当に正しいルールなのか、今回のいかなる名義をもってしても有権者に金品を与えてはならないというルールに変わったのは30年前であります。それは多くの国会議員が違反をしたことに端を発してルール改正がなされたと記憶しています。

国会議員に当てはめるためにつくったものを、この地方議員に当てはめるということについては、私の思いとしては少しという気持ちがあります。地方議員は地域の住民共に一緒に生活をしているような、そういう人たちとの交わりの中で自分のところの水路が少しがたがたとするか、そういう小さい問題も解決するのも市会議員であり、また陰に隠れたいじめ等々も相談に来て、それも解決するのも市会議員の使命であります。そういうことを鑑みれば、周りの人とのコミュニケーションは非常に大事なことだと思っています。そのコミュニケーションの一つを犯罪と言われることについては、非常に私自身の中においていかがかという思いがありますので、それも含めて裁判の中で明らかにしたいと思っております。

こういう思いでありますので、議員各位におかれましても、また執行部の方におかれましても御理解をいただき、私の一身上の弁明を終わりたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（今枝和子君）

鏑本規之議員は一度自席にお戻りください。

議事の都合により暫時休憩をいたします。

午前11時05分 休憩

午前11時07分 再開

○議長（今枝和子君）

再開をいたします。

ただいま議席番号14番 鏑本規之議員が退席されましたので、御報告をいたします。

ただいまの出席議員数は15人であり、定足数に達しております。

続いて13番 河村志信議員の発言を許します。

○13番（河村志信君）

事前通告に従い、一般質問をさせていただきます。

非常に重い発言の後での一般質問ということで少し動揺しておりますが、頑張ってやってまいります。

私、議員となりまして9年目を迎え、振り返ってみますと、30回以上の一般質問をさせていただきました。毎回テーマを決めるに当たり、非常に頭を悩ませます。結果、やはり社会問題、今、日々の市民の皆さんの生活で困っていること、心配されていること、物価高、収入問題、子育て、教育、健康、高齢者の介護、公共交通の問題など様々な問題に対し、私としては、なるべく現場へ出向き、市民の皆さんとお話をし、そして議員として何をすべきか、皆さんどう取り組んでいくか、そんな思いを持ちながら、今回も一般質問に臨みたいと思います。よろしくお願いいたします。

質問の1に入ります。

本市における公共交通の在り方についてを取り上げます。

5月の18、19、予算決算委員会において行政視察が行われ、参加してまいりました。

先進地の養父市においては、公共ライドシェアが注目される前の2018年、平成30年5月より、国家戦略特別制度、特区ですね、全国初となる住民のマイカーによる運転による有償運送に取り組みました。買物の足として、医療機関への足として、公共施設へのアクセスとして利用されている、非常に評判がいいとお聞きしてきました。

2024年、令和6年、日本版公共ライドシェア、日本語でいいますと自家用車活用事業を全国的に取り組む行政が増えてまいりました。

今年の3月議会の一般質問でも取り上げましたが、私自身も石川県の加賀市と小松市へ視察に行き、実際にウーバー社の配車システムに自分で登録し、そしてアプリをによって予約をし、指定の場所より地元の方が自家用車にて運転する車にて輸送していただきました。支払いも電子決済を体験しました。ドライバーの方とも直接のお話をし、そのメリットやデメリットなど生の感想もお聞きしてきました。

今回の養父市訪問においても、「やぶくる」の実績、利便性、住民の方からの評価などの説明をお聞きしました。そして、やぶくるの現状、予約システム、バス停の位置は、支払い方法はなどについても質問をさせていただきました。

岐阜県でも既に42ある行政の中で22の市町で準備がされ、岐阜市ではA I デマンド交通システムを、土岐市、美濃加茂市、可児市、各務原市、高山市ではA I デマンドの実証実験に取り組んでいるとお聞きしております。

システムとしては、自動車メーカーのアイシンの「チョイソコ」が先行しているようでした。あと、ソフトバンクとかトヨタ系の「モネット」、それから「のるーと」という西日本鉄道、「サブス」という北海道の企業さんが取り組んでいるとお聞きしております。

質問に入ります。

1 番、現状の本巢市の市営バスの収支状況、課題点、市民からの評判、またその改善策はどのようなになっておりますか、お尋ねいたします。

○議長（今枝和子君）

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長。

○総務部長（林 晃弘君）

それではお答えさせていただきます。

初めに、市営バス運行事業に伴う経費につきまして、令和6年度決算値で申し上げますと、運行委託料などの事業費は根尾地域以外の南部4路線で1,844万5,000円、根尾地域の3路線で1,607万7,000円となり、合計で3,452万2,000円でございます。令和5年度と比較して約140万円の増加となります。歳入としましては、有料広告掲出料として26万4,000円、根尾地域においては過疎債を活用しているところでございます。今後は、人件費や物価高騰の影響により事業費が増加することが懸念されます。

続きまして、市民の皆様からの評価について申し上げます。

本年3月に策定した市地域公共交通計画では、市民ニーズを詳細に把握するため、南部4路線の市営バス利用者に対するアンケート調査、市民2,000人を対象とした公共交通の利用状況に関するアンケート調査を実施いたしました。

調査結果によりますと、市営バスの運行に対し、利用者の7割が現在の運行に満足しており、市民の半数以上は「現状の運行のままでよい」「最低限の運行は確保できている」「十分に確保できている」と評価しています。その一方で、停留所の追加設置や運行本数の増便、毎日運行といった安定的な運行と利便性の向上を求める意見も多く寄せられました。

これらの調査結果を踏まえ、本計画では、運行情報の周知、交通空白地の解消、運行効率化とサービスの向上、多様化への対応が市営バスの課題であると捉え、その解決策としてバス停留所の設置場所や運行ルートの見直しといった利便性向上に関する取組や、各種PRや自治会等での出前講座の開催といった利用促進に関する取組、そして新たな公共交通の導入の検討を行うこととしてお

ります。今後は本計画に基づき、市民ニーズと交通課題の解決に向けて取り組んでまいります。

〔13番議員挙手〕

○議長（今枝和子君）

河村志信議員。

○13番（河村志信君）

バス停の見直しやバスルートの見直しは、国土交通省の厳しいルールの下に管理されていると聞いています。しかし、利用するのは市民の皆さん。より利便性をアップして使い勝手のよい市営バスの運行を望むものであります。

御答弁にもありました、利用者の7割は満足しているとの答弁でありましたが、問題は利用されていない多くの市民じゃないかと、そこを探っていかないと真実は見えないんじゃないかと思えます。

2番目の質問をさせていただきます。

とあるスーパーがこの春に撤退されました。それに伴う買物難民と呼ばれる方々の状況と、その後の対策はいかがなものでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（今枝和子君）

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長。

○総務部長（林 晃弘君）

それではお答えいたします。

地域からスーパーなどの商業施設が撤退することは、地域住民の皆様の生活に様々な影響を及ぼす可能性があるかと認識しております。

本年2月のトミダヤ本巢店の閉店に伴い、市営バス本巢北部線及び本巢糸貫線を利用して買物に訪れていた方や、トミダヤ本巢店周辺にお住まいの方々への影響があったと認識しております。

実際にトミダヤバス停における乗降者数は、昨年4月からトミダヤが閉店しました本年2月までの月の平均乗降者数180名に対して、本年4月の乗降者数は10名と大幅に減少し、本巢バロー文殊店の乗降者数が増加しておりますので、買物に市営バスを利用されている方に影響が出ているものと考えております。

また、本年3月の市営バス利用者を対象としたアンケート調査におきましては、ゲンキー文殊店にバス停留所の設置を求める意見も寄せられております。

これらの意見や現在の利用状況を踏まえ、本巢北部線及び本巢糸貫線の路線変更を進めてまいります。

〔13番議員挙手〕

○議長（今枝和子君）

河村志信議員。

○13番（河村志信君）

スーパーの撤退ということで、やはり日々の生活で、人間、当然三度の食事がある。そうすれば当然買物が伴う。やはり買物というのは非常に重要で、南部エリアであればある程度店舗数も多いですが、北部エリアにおいてはどうしても限られる。そして、高齢になって免許返納等であれば、その買物の足が奪われると。もう一つが、やはり医療機関へのお医者さんへ通うですね、その辺を踏まえて今後も充実を図っていただきたいなと思います。

質問の3に入ります。

デマンド交通や公共ライドシェアなど、今後の取組や導入予定は。予約システムやキャッシュレス決済など、その辺の計画はございますか、お尋ねいたします。

○議長（今枝和子君）

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長。

○総務部長（林 晃弘君）

それではお答えいたします。

本年3月に策定しました市公共交通計画において、まちを活性化させるための地域公共交通ネットワークの形成を目標の一つに掲げております。この目標達成に向けた事業として、新たな公共交通システムの導入について検討してまいります。具体的には、公共ライドシェアやAIオンデマンド交通といった地域の実情に応じた交通手段の導入について検討してまいります。

この検討に当たりましては、現在の定時定路線型の運行の利用実態や、これに伴う地域課題を把握し、地域の実情に応じた新たな運行形態の展開に向けて、地域の方々のお声をお聞きしながら実証運行に向けた準備を進めてまいります。

実証運行につきましては、市民の利用状況、最適な運賃体系、さらには予約方法やキャッシュレス決済など、多岐にわたる項目を検証し、効果的かつ利用しやすい交通体系の確立、ひいては持続可能な地域公共交通ネットワークの構築を目指してまいります。

〔13番議員挙手〕

○議長（今枝和子君）

河村志信議員。

○13番（河村志信君）

再質問をお願いいたします。

御答弁の中に、新たな公共交通システムの導入について検討していくというお答えがございましたが、具体的な、今後市民の方が安心していただけるようなタイムスケジュールですね、今年度であればどこまでやれる、将来的にはここへ持っていきたいという、もし構想がありまして、御答弁いただけるのであれば、お尋ねしたいと思います。

○議長（今枝和子君）

ただいまの再質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長。

○総務部長（林 晃弘君）

それではお答えさせていただきます。

デマンド交通や公共ライドシェア等の導入の検討につきましては、昨年度策定しました市の地域公共交通計画に基づき検討を行っております。

今後の具体的な予定につきましては、まずは今年度に地域の方々のお声を聞きながら様々な検討を行い、来年度における実証運行を踏まえ、本市に見合った公共交通体系を構築していくこととしております。

議員御指摘のとおり、本市は南北に長く、また南部と北部では公共交通を取り巻く環境に加え、地理的状況や周辺状況が大きく異なりますことから、それぞれの地域の皆様の声をきちんとお聞きしながら、地域課題を把握することで、地域の実情に即した持続可能な公共交通体系を構築してまいりたいと考えます。

〔13番議員挙手〕

○議長（今枝和子君）

河村志信議員。

○13番（河村志信君）

今回の一般質問でも、他の議員からDXであるとか、AIであるとか、様々な質問が出ております。これは当然の時代の要請でありまして、予約につきまして、以前も質問させていただきましたが、スマートフォンであるとかタブレットであるとか、これはかなり80代の方でも活用されているとお聞きしております。

予約システムはもうかなり進んでおりまして、アナログな電話では言い間違いであったり、聞き間違いであったり発生する可能性があります。それと、電話対応であれば、そのための職員さんも常時置いておかないといかんと。ネット予約であれば機械が自動的に受け取り、そしてバスの運行路線も自動的にAIが最適化をしていくという時代でございますので、積極的にそういうものを取り入れていただき、5年、10年先の市民の方が安心して公共交通を使えるようなものを導入していただければありがたいなと思います。

質問の2に入ります。

テーマのほう、本市におけるバス等による送迎の実態についてお尋ねいたします。

先月、5月6日、福島県の磐越自動車道においてマイクロバスの事故が発生しました。ひどい事故でしたけど、ガードレールが突き刺さっているような衝撃的な映像が流れておりました。これでは一人の高校生の方が亡くなりました。マスコミでもいろいろな事故分析が行われ、その原因を追及しております。

高校の部活動の一環として、対外試合のためにマイクロバスをレンタルし、運転手も依頼したと。当初はバス会社に発注し、信頼度の高い営業バス、いわゆる緑ナンバーと、二種免許を持つプロドライバーに依頼したのかと想像しましたが、どうも実態は違っていたようでした。現実には、経費を安く上げるためなのか、レンタカーのマイクロバスが手配され、運転手は大型免許を持ってみえる

経験のあると言われる、ある意味素人の運転手であった、ドライバーさんであったと。そんなレンタルのマイクロバスに未成年の学生を乗せて走っていたと。結果、大きな重大事故になったと。

これにつきまして、新聞が載っておりました。5月15日付の中日新聞ですね。バス遠征、悩む強豪部活と。顧問運転か観光用を借りるか、これが現実かなと。そして気になった記事の内容として、だったら指導者が運転せざるを得ないじゃないかというようなことがございます。

それと、運転手さんのアルコールチェックですね、健康チェックがあるという、これがどういふふうになされていたのか。それから、今後は、それでは教員が運転したとらない、当然教員の方の中には免許を持ってみえてされる方があるとすれば、公共交通機関で現地集合にするかというような意見も載っておりました。これは大変な問題で、ただ、いろいろな災害とか事故を思いますと、一月、二月もたつと、もう何か遠い過去のような話に今の時代になってしまいまして、よろしくないと思います。

本市においても送迎バスを利用するケースは多くあると思われます。費用面で考えられる状況において、安く上げるためにレンタカーや知り合いの事業者の所有するマイクロバスを借り、大型ないし中型免許を持つ友人に運転を依頼することも多くあるのではと想像します。学校の部活、練習試合、経費の削減のために、このような危険な状況になっていないのか心配をします。

また、自治会等でもいろいろなクラブ、各種クラブとか市民の方が利用されることが多いと思いますが、市民の方の安心・安全を確保するためにも、行政として、民間のことですから、タッチしないと云われればそれまでかもしれませんが、何らかの指針といいましょうか、こういうことに気をつけてくださいよという指針であったり、ルール、注意喚起などあってよいのではないかと私は思います。

安全対策の構築、ガイドラインづくり、ドライバーの健康確認やアルコールチェックなど、正常な運転が可能なのか、そういう確認などを実施する必要を強く感じております。

質問に入ります。

1番、本市における学校や自治会活動におけるマイクロバスなどを利用した送迎の実態は把握されているでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（今枝和子君）

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長。

○総務部長（林 晃弘君）

初めに、議員御説明にございました令和8年5月6日に福島県の磐越自動車道で発生いたしましたマイクロバスの事故により、若く貴い命が失われましたことに対し、心よりお悔やみを申し上げます。

それでは、御質問の本市での学校及び自治会活動におけるマイクロバスなどを利用した送迎の実態についてお答えさせていただきます。

福島県のバス事故を受け、各中学校の部活動支援クラブ及び保護者クラブに対し、遠征等の移動

手段について調査を実施いたしました。

その結果、基本的には保護者が御自身のお子さんを送迎することが徹底されておりましたが、過去には3つの部活動支援クラブまたは保護者クラブにおいて、保護者等がマイクロバスを運転して送迎を行った事例が確認されました。

自治会活動におけるマイクロバスによる送迎の実態につきましては、自治会と事業者間の契約行為となり、市では把握しておりませんが、自治会長会等、機会を捉えて注意喚起してまいりたいと考えます。

市が民間事業者に運転業務を委託しております行政バスの令和7年度利用実績としまして、学校活動が80回、自治会活動が2回となっております。

なお、本運転業務における運転手につきましては、契約における仕様書において、健康状態や大型もしくは中型自動車免許の取得後10年以上の運転経験、5年間無事故無違反であることなどの条件を付して、安全な運行に努めているところでございます。

〔13番議員挙手〕

○議長（今枝和子君）

河村志信議員。

○13番（河村志信君）

現状、人口減少の影響もありますが、トラックやバス等の大型ドライバー確保が厳しい時代だと聞いております。高齢化すれば、ベテランドライバーの運転能力も低下いたします。安全と危険の境目は曖昧です。何らかのチェックシステムは導入していかないと、再び悲惨な事故が繰り返されるのではないかと心配をしています。

質問の2に入ります。

送迎バス等への運用に対する市からの指針や注意喚起はされているでしょうか。ないとすれば、今後の対応をお尋ねいたします。

○議長（今枝和子君）

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長。

○総務部長（林 晃弘君）

それではお答えいたします。

送迎バス等への運用に対する市からの指針や注意喚起につきましては、現時点では実施しておりません。しかしながら、このたびの令和8年5月の事故を受け、文部科学省より5月19日付で部活動の遠征等における安全確保についての通知が発出されました。

現在、本市では、この通知の内容を踏まえ、部活動を含む学校教育活動の実施に当たり、子どもの安全が確保されるよう対応方針について準備を進めているところでございます。

なお、本市の行政バスの運行につきましては、公用車管理規程や行政バス目的外使用に関する要綱により、利用基準など適正な運営について定めております。そのほか、行政バスの目的外使用の

申請者に対して、要綱のほかに補足事項をまとめた案内を申請時にお渡しし、利用基準などをあらかじめ御理解いただいた上で利用いただいているところでございます。

〔13番議員挙手〕

○議長（今枝和子君）

河村志信議員。

○13番（河村志信君）

私のこの質問しました思いは、よくある言葉、何かあってからの言葉として、想定外であるとか、不測の事態であるとか、その言葉でつい流してしまうというところでございますので、いま一度確認のために質問させていただくということでございます。

3の質問に入ります。

本市の新たな観光資源としての席田用水についてお尋ねいたします。

地域振興観光に係る先進地視察として、兵庫県朝来市へ訪れました。朝来市には、天空の城と呼ばれる竹田城や、歴史の教科書でも学ぶ生野銀山があります。この朝来市は、京都、大阪、神戸、姫路から日本海側の城崎温泉であるとか、天橋立であるとか、鳥取砂丘へ行くちょうどルート上にありまして、本巢市よりも観光資源には恵まれているのではないかと思います。その朝来市も日帰り観光の通過地点となり、宿泊につながっていないのが行政の悩みだというようなことがおっしゃられておりました。

本市においても、東海環状自動車道の開通や本巢インターのオープンなど、フォローの風が吹いております。冠山トンネルの開通や、来年オープン予定がされているビジネスホテルなどもプラス材料となってまいります。

そこで、ちょっとまた新聞の紹介でございますが、今日の新聞ですね。大野町が滞在型観光の拠点として大野神戸インターの北、パレットピアおおの、道の駅の北に47室のホテル、それから温浴施設というようなものを来年の秋オープン予定というようなことが記事に載っておりました。

本市としましても、いろいろ私も以前も提案させていただいております、船来山古墳群であるとか、それから今回質問させていただきます席田用水とかも、大きな魅力を秘めていると私は考えております。

この席田用水は、これも何度もお話ししております、農林水産省が選んだ疏水百選、岐阜県では2つしかございません。そこを飛び交う蛸は現在も人気があり、遠くの友人がこの季節になりますと、今年飛んでいるかと、もう見に行けるかというような問合せがございます。

その席田用水、特に根尾川からの取水口となる山口頭首工から糸貫境の乙井樋門までの区間、約4キロですね、これは自然の玉石で築かれた護岸が残り、農業の産業遺産としても私は評価が高いんじゃないかと、こういうふうに考えております。

この桜並木も放置され、草ぼうぼうの見苦しい景観となっております。正直とても自慢ができる状況ではありません。

質問に入ります。

1 番、東海環状自動車道の開通、本巣インターのオープンなど、その後の人の動きは把握されているでしょうか。そこから見えてきたもの、数字的に今後どうされていくのか、その辺をちょっとお尋ねいたします。

○議長（今枝和子君）

ただいまの質問についての答弁を産業経済部長に求めます。

産業経済部長。

○産業経済部長（瀬川清泰君）

それではお答えいたします。

東海環状自動車道の開通や本巣インターチェンジの開設は、本市にとって大きな追い風であり、この機会を捉えた地域活性化は重要な課題であると認識しています。本市を取り巻く環境は、今まさに大きく変わろうとしており、こうした変化の動向は継続して把握に努めているところです。

NE X C O 中日本の情報によりますと、昨年 8 月に本巣インターチェンジから大野神戸インターチェンジ間が開通して以降、高速道路を利用して本市へ流入した車両は約 29 万 9,000 台となっております。平日はトラックや商用車の利用が多く、利用目的に関する詳細なデータもないことから、全ての車両が観光目的とは限りませんが、市内のショッピングモールや道の駅では冠山トンネル及び高速道路開通後、東海圏、北陸圏、近畿圏ナンバーの車両を多く見受けられるようになりました。

高速道路の開通などにより広域交通の利便性が向上し、遠方からの来訪が容易になった一方で、日帰り客の増加や滞在時間の短縮による消費行動の低下や、特定施設への来訪者集中といった課題も想定されます。

本市では、東海環状自動車道の開通により公共交通の利便性が向上したことに伴い、今後はさらに西美濃地域や福井県の丹南エリアと連携した広域周遊観光に取り組んでいきます。

今年度は、市内観光施設の P R 動画を作成し、本巣パーキングエリアやモレラ岐阜のデジタルサイネージ及び S N S で発信することで集客促進を図ります。また、淡墨桜をはじめ、もとまるパークや道の駅織部の里もとすなど市内 10 か所の観光施設を巡るデジタルスタンプラリーを実施し、来訪者の周遊促進、滞在時間の延伸及び市内消費の拡大につなげていきます。さらに、既存の観光資源に加え、新たな地域資源にも着目し、観光マップへの掲載なども含め、本市観光のさらなる魅力向上と多様な活用方法を検討していきます。

〔13 番議員挙手〕

○議長（今枝和子君）

河村志信議員。

○13 番（河村志信君）

2 番の質問に入ります。

席田用水、特に先ほどもお話ししました、北部の 4 キロ区間への行政としての取組計画と申しませんか、お考えをお持ちであれば、お尋ねしたいと思います。

○議長（今枝和子君）

ただいまの質問についての答弁を産業経済部長に求めます。

産業経済部長。

○産業経済部長（瀬川清泰君）

それではお答えします。

席田用水は農業水利施設として価値を持つだけでなく、その歴史的、文化的な価値、良好な水辺空間の形成といった点が評価され、農林水産省の疏水百選にも選定されています。この疏水百選は、全国に数多く存在する疏水の中から選ばれるものですが、岐阜県内からは僅か2か所の用水しか選定されておらず、その貴重な一つとして本巣市に現存しています。

これは、長年にわたり地元の方が大切に守り育ててきた用水であることのあかしでもあり、現在も地元ボランティアの方による草刈りや、春には地元中学生が故郷や伝統を大切にする気持ちを育てるための学校行事の一環として水路の清掃活動を行うなど、地域全体の手によって守り継がれてきました。

また、この席田用水は蛍の生息地としても知られており、本市の自然と文化が息づく貴重な農村空間として認識しています。特に山口頭首工から糸貫境の乙井樋門までの区間では、自然の玉石で築かれた護岸と桜並木が美しい風景を織りなしており、農業産業遺産として特筆すべき魅力があります。

現在、席田用水の周辺にはほたる公園や本巣市民スポーツプラザ、糸貫川多目的広場の河川沿いに遊歩道が設置されており、桜の時期には桜並木を、蛍の時期には蛍の乱舞など、席田用水の風景を楽しむことができる環境が整っています。このため、新たな観光を目的とした整備は、伝統的な美しく豊かな農村空間を損なう可能性があり、現時点では計画しておりません。

議員御指摘の草等の繁茂状況につきましては、景観保全の観点から現状を確認し、河川管理者である岐阜県及び道路管理者である建設課に対し、草刈り等の要望を行っていきます。今後も県や関係する担当課と連携し、景観保全に努めます。

さらに、冠山トンネルの開通やビジネスホテルのオープンといった新たなプラス材料を生かし、来訪される皆様に本市の多面的な魅力を感じていただけるよう取組を進めていきます。具体的には、席田用水の風景も含めた既存の観光資源との周遊の検討や情報発信の強化など、本市の特性を生かした持続可能な観光振興と地域活性化に取り組んでいきます。

〔13番議員挙手〕

○議長（今枝和子君）

河村志信議員。

○13番（河村志信君）

再質問をお願いしたいと思います。

答弁の中に、新たな地域資源にも着目していくと答えました。その中に、席田用水は対象になり得るのかなというところをお尋ねします。

また、草が繁茂し、桜並木にはつるが巻いて悲惨な状況は把握されているかということではお尋

ねなんですけど、もし市として、それに対していま一度何か具体的な対応策が考えられるのであれば、お聞かせいただければありがたいです。

○議長（今枝和子君）

ただいまの再質問についての答弁を産業経済部長に求めます。

産業経済部長。

○産業経済部長（瀬川清泰君）

疏水百選に選定されている席田用水は、これまでも地元の方や中学生が管理され、守り継がれてきましたが、場所によっては手つかずで放置されているところや、蛍への影響もございますので、慎重に対応していかなければならないと考えております。手つかずとなっているところは、県の河川敷地内や、そののり面にある桜の木であり、建設課を通じて県に要望しておりますが、なかなかうまく連携が取れていないような状況です。

疏水百選である席田用水は蛍が出る水路ですので、商工観光課としても現状のまま放置されることには問題がございますので、建設課と連携して県の保全管理の要望をしていきたいと思っております。

〔13番議員挙手〕

○議長（今枝和子君）

河村志信議員。

○13番（河村志信君）

ぜひ議員の皆さんも職員の皆さんも、一度席田用水沿いを訪ねていただくと、正直ひどい状態になっております。もう桜も木の頂上までつるが全部巻いちちゃってモンスター状態という、ちょっと悲しい状態になっております。

最後、4番、夏場の通学時における熱中症対策についてお尋ねいたします。

以前にも質問させていただいたテーマです。

ますます進む地球温暖化。春、5月といえ一年でも快適な過ごしやすい時期と認識していましたが、昨今では5月で30度超えの真夏日が岐阜県でも発生しております。さらに気温が高くなる7月から9月、猛暑、酷暑とも最近は言われております、に見舞われ、雨天時にはこの高温化が招く線状降水帯が発生し、集中豪雨になると。そして、それが洪水へとつながって災害をもたらすと。

8月は夏休みがあるとして、7月や9月の40度近い高温の中を学校へ通う子どもたちがいます。特に昼過ぎ、最も過酷となる14時前後に帰宅する低学年の生徒たちには危険な状況となっていると聞いております。

子どもたちの通学への安全・安心の確保について質問させていただきます。

1番、帰宅時間の見直しはいかがでしょうか。特に危険な13時から15時頃への改善策はどのようなものでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（今枝和子君）

ただいまの質問についての答弁を教育委員会事務局長に求めます。

事務局長。

○教育委員会事務局長（高木孝人君）

それでは、帰宅時間の見直しについてお答えいたします。

近年は、気候変動の影響により、7月から9月にかけて厳しい暑さとなる状況が見られ、特に13時から15時頃は一日の中でも気温や暑さ指数、WBGTが高くなる時間帯であることから、児童の安全確保は重要な課題であると認識しております。

先ほどの高橋勇樹議員の質問にもお答えいたしましたが、本市ではこれまでもノーランドセル登下校の実施をはじめ、通気性のよい帽子や日傘、ネッククーラーなどの冷却グッズの活用を推奨しています。また、児童の熱中症対策のさらなる充実を図るため、全小学校へのネッククーラー用冷凍庫の整備について、6月補正予算に関連経費を計上し、御審議をお願いしているところです。

児童の下校につきましては、低学年の安全面にも配慮し、各学校では7月から9月の暑い時期において、小学校1年生及び2年生の下校時刻を15時前後に設定しています。

また、各学校では下校前に健康観察や十分な水分補給を行うとともに、休憩場所や水分補給場所、子ども110番の家の位置などを確認した上で児童を下校させるなど、安全の確保につながる取組を行っています。

さらに、暑さ指数が危険レベルに達するおそれがある場合や、高温に関する気象情報が発表された場合には、各学校ごとに状況判断し、下校時間を変更するなど、猛暑の時間帯を避ける対応を行い、児童の安全確保を図っています。

今後も気象状況や暑さ指数を注視しながら、近年の猛暑の状況を踏まえ、必要に応じて下校時刻や下校方法について検討を行うなど、児童の安全を最優先とした登下校の確保に努めてまいります。

〔13番議員挙手〕

○議長（今枝和子君）

河村志信議員。

○13番（河村志信君）

今回の補正予算で出ておる各学校の教室に冷凍庫が設置されると、非常に県下でも先進的な取組で、評価されるものだと思っております。

一番心配しますのは、やはり子どもたち、大人と違って発信がなかなかできない。そういう中で、やはり周りの大人が察知して対応していくことが重要なと思います。

2番の質問に入ります。

子ども110番の家の利用状況は、一時避難所としてのクーリングシェルターというような位置づけで考えられないか、その辺をお尋ねいたします。

○議長（今枝和子君）

ただいまの質問についての答弁を教育委員会事務局長に求めます。

事務局長。

○教育委員会事務局長（高木孝人君）

それではお答えいたします。

子ども110番の家は、地域の皆様の御厚意により、子どもたちが緊急時に避難できる場所として設置・運営されており、日頃から児童の安全確保に大きな役割を果たしていただいています。

本市では、広範囲な通学路を有する一部の小学校において、熱中症対策の観点からも活用を進めています。例えば、真桑小学校、席田小学校、一色小学校では、地域の皆様と連携し、児童が下校時に酷暑から身を守るため、体調不良や暑さを感じた際に、一時的に涼しい場所で休憩できるよう配慮をいただいています。

また、席田小学校では、校区内にあるケーブルテレビCCNet本巢支局の事務所において、暑さを避けて休憩できる場所として協力いただいている事例もございます。

各学校では、事前に子ども110番の家の協力者の方々に御趣旨を理解、御協力をいただき、児童にもその利用方法について指導を行っています。

こうした取組は、児童が通学途中に安全に暑さをしのぐことができる環境づくりとして有効であると認識しております。

一方で、子ども110番の家は、地域の御厚意により成り立っている仕組みであり、全ての協力者の方々が常時受入れ可能な体制を整えられるものではないことから、クーリングシェルターとしての活用については、今後、協力者の意向や受入れ体制等を踏まえながら、慎重に検討していく必要があると考えています。

その上で、児童や保護者への周知、学校との連携の強化などを図りながら、地域の実情に応じた安全対策の充実に努めてまいります。

〔13番議員挙手〕

○議長（今枝和子君）

河村志信議員。

○13番（河村志信君）

クーリングシェルターについて、簡単にやれるもんじゃないということも承知しております。子ども110番の家の活用など、現実的には安全というか、いろいろな諸問題がございますので、慎重に進めていただければありがたいと思います。

御答弁にもあるように、やっぱり同意であつたり、そういうものもきちんと、ある程度時間をかけてやることじゃないかと。この猛暑の時代をどう乗り切っていくか、皆さんの英知を結集して子どもたちを守っていただくことをお願い申し上げます。

3の質問に入ります。

市営バスやスクールバス等ですね、これを活用した可能性はいかがなものかお尋ねいたします。

○議長（今枝和子君）

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長。

○総務部長（林 晃弘君）

それではお答えさせていただきます。

現在、市営バスの運行につきましては、本巢、糸貫、真正地域内の4路線を3台の車両で運行しております。

具体的には、月・水・金曜日には本巢北部線を1台で運行し、火・木・土曜日には本巢糸貫線、弾正線、真桑線の3路線を2台で運行しております。なお、各運行日には予備車両を1台確保しております。

このため、稼働していない車両は月・水・金曜日の1台のみとなります。この車両をスクールバスとして運用する場合には、臨時的な運転手の確保が必要となるほか、稼働できる曜日の制約や送迎できるエリアにも限界があることから、猛暑日など特定の日に限定して弾力的に運行することは、現状では極めて困難であると考えております。

また、スクールバスの利用につきましても、ふだん利用している児童・生徒以外の利用を想定した場合には、乗車人数や運行経路などの新たな課題も生じてまいります。しかしながら、児童・生徒が安全かつ安心して学校に通える環境を確保することは重要な課題の一つでありますことから、実情に即した通学手段の確保を検討する中で、市営バスやスクールバスの活用における課題につきましても検討してまいりたいと考えております。

〔13番議員挙手〕

○議長（今枝和子君）

河村志信議員。

○13番（河村志信君）

何度もお話ししておりますが、温暖化は毎年のように進み、40度超えの市町も2つ、3つとか増えてまいっております。何といたってもやはり子どもたちの安心、安全が第一でございますので、積極的に検討していただければと思います。

特に事務局長からもございました、危険な日ですね。今日はどう見ても危険だろうと、もう雲一つない、非常に危ないというときに、これは非常事態のような発想で、またそういうバス等を活用したものも考えていかなきゃいけない時代かなというふうに考えております。

4番目の質問に入ります。

その他この通学等に対しての学校としての何か有効な、今後こういうのが考えられるものがもしあれば、教えていただければありがたいと思います。

○議長（今枝和子君）

ただいまの質問についての答弁を教育委員会事務局長に求めます。

事務局長。

○教育委員会事務局長（高木孝人君）

それではお答えいたします。

本市では、学校におけるあらゆる危機管理の基本として、子どもの生命と安全を守ることを最優先に取り組んでおります。

特に近年の猛暑は、児童・生徒の健康に直接関わる重要な課題であり、学校では熱中症予防に向けた様々な取組を継続しています。

その一つがノーランドセル登下校であり、これは令和2年度に新型コロナウイルス感染症の影響による学校生活の変化や当時の暑さの状況なども踏まえ、児童の身体的負担の軽減を目的として導入したものです。

具体的には、持ち物の軽量化を図るため、必要最小限の持ち物として筆記用具や連絡帳、水筒等に限定し、軽微なショルダーバッグ等で通学できるよう配慮しております。

また、日傘や通気性のよい帽子、首筋を冷やすネッククーラーや保冷剤などの活用を推奨するとともに、通学距離や通学時間、天候、児童の体調などに応じて、それぞれが適切な熱中症対策を選択できるよう指導を行っています。

こうした取組の中で、児童は日々の天気予報を確認し、その日の持ち物や対策を考えたり、日差しが強い時間帯には日傘を活用したりするなど、自らの状況に応じて行動する姿が見られます。また、家庭とも相談しながら、自分の身を守る必要な対策を考え、実践する力の育成にもつながっているものと認識しております。

現在もこれらの取組を継続しており、今後も猛暑の状況を踏まえながら、子どもたちが自らの命と健康を守るために適切な行動を選択できるよう、学校における指導の充実に努めてまいります。

〔13番議員挙手〕

○議長（今枝和子君）

河村志信議員。

○13番（河村志信君）

先ほどもお話ししましたが、先月、予算決算委員会で藤原市長の出身地でもあります兵庫県の養父市と、それから竹田城の朝来市へ行政視察をさせていただきました。

本市においては、月額2万円という政務活動費が認められております。これは貴重な市民の皆さんからの税金で成り立っております。ある意味、親が子どもへ、2万円予定するから、お前しっかり勉強してこいよという重要なミッションでもあるのかなと。ことわざにもございます、百聞は一見にしかずじゃないですけど、やっぱり自分の目で見るのが一番頭に入ってます。これからも全国の先進事例、成功事例を、我々議員としましていろいろなものを見聞きし、また御提案をさせていただきたいと思います。そんな思いで私も議員活動に今後も臨みたいなど。市長のおっしゃられる市の目標でもある住みよいまち、いつまでも住み続けたいまちの実現のためにも、議員活動に取り組んでいきたいといま一度思っております。

今後ちょっと無理のある質問、要望も行政の皆さんへお願いするかもしれませんが、最大限の御配慮をいただいて、これも本巣市がよくなることを願ってのことでございますので、御理解いただき、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（今枝和子君）

ここで暫時休憩をいたします。再開は13時です。

○議長（今枝和子君）

再開をいたします。

ただいま、議席番号14番 鰐本規之議員が入場されましたので御報告をいたします。

ただいまの出席議員数は16人であり、定足数に達しております。

続いて、14番 鰐本規之議員の発言を許します。

鰐本規之議員。

○14番（鰐本規之君）

午前中にちょっとお騒がせをしまして、私もそれなりに緊張をいたしましたけれども、今回の一般質問は、私が議員を辞めた後の本巢市のまちづくりについてということが大きな議題であります。

今まで多くの人の一般質問を聞いていると、言葉は悪いですけども風呂屋の釜かなと、言うだけで中身がさっぱりないという気がして仕方がない。また、できちゃっていることをいかにも知ったかぶりして聞いているなというような質問も結構多いなと思っております。

そういう中で、私の一般質問は過去からも20年間近く一遍も休みなく、市会議員として一般質問をしてきました。中には得意な分野ではないこともありました。

今回が多分最後の前の前哨戦という一般質問になるかと思えますけれども、私はもともとが商人であります。ですので、どうしたらこういうものができるのか、そのためにはどこからお金を持ってくるのか、材料はどうしたらいいのかということが基本にあります。

市の運営も商売と何ら変わりがないと思っている。いただくものはいただいてこななければならない。何をやるにしてもお金が必要になる。国から補助金が出るといっても、100%が出る補助金というのは非常に少ない。普通3分の1、条件がよくても50%、だとすると50%は市の財源で賄わなければならない。

本巢市は交付団体でありますので、国から援助をもらわなければやっていけない市であります。家庭で例えるなら、親元から支援をしてもらわなければ家庭がやっていけない、子どもも育てていくことができない、そういうのが今の本巢市であります。

私のふるさと愛知県碧南市は、全国でも豊かな市として5本の指にも入るぐらい財政が豊かなところでありますけれども、前の市長から今の小池市長に替わった途端に財政が厳しいと、財政破綻だというようなことが発言されたことによって、全国のマスコミからも注目をされて、そして少し有名になったかなと思っていますけれども、何が原因かという、国から今こういうことをしなさい、ああいうことをしなさいと言われる、これは強制的にやらされる。そのことは本巢市みたいに交付団体はやれと言ったことには必ず交付金という形でついてくるけれども、不交付団体といって市に財源があるところはついてこないから、それを一般財源の中からひねり出してやっていかなきゃいけない。そうすると、今まで10のものが自由に使えたものが、これをやりなさい、これをやり

なさいと言われると、10使えたものが8になり6になり5になっていってしまう。そうすると、市民に対するサービスがどこかで削らなければいけないというのになってきた。

本巣市にも大きな問題が私はあると思っています。どこの地方においても問題があるのは、市民病院の運営、これが90%近くのところが全て赤字である。私のふるさとはお医者さんが、市議員たちがあまり知らなかった、職員さんもあんまりよく知らなかったんだけど、1人で5,000万円もらっていた。そんなお医者さんがいたということで少し問題になって、それを言葉の悪い言い方をすれば、首にした。首にしたのは私の身内でありますけれども、そういうふうで財政を豊かにするよう努力をしてきた。何かをやれば何かは犠牲になるというのが物事の成り行きであります。

そういう中で、何を犠牲にして、余分なものをいかに排除して、そして新しいものに変えていくのかということもこれからの大事な問題であります。

今までの答弁、私が前からも質問していたときの答弁、本巣市は財政が豊かと言われたことは一遍もない。愛知県碧南市の私のふるさとは、またお金が入るから市議員に何か要望があったら言ってきたさいというようなことをよく耳にしていますけれども、藤原市長からそういうことは聞いたことがない。よほど財政が厳しいんだなというのがひしひしとを感じるわけであります。

そういう中で、財政が厳しい中においても、市長が常々言っているように、少ないお金で多くのものを得るといふ、これは商人の考え方と何ら変わりがない。

そういう中で、今回も三方よしというその精神の中でできることを提案をしながら、市の考えを伺っていきたいと思っています。

今、私の隣に座っている臼井悦子議員は、都市計画の見直しのメンバーであります。いろんなことを耳打ちもしてくれるし、指摘もしていただけます。そういう中において質問をさせていただきます。

今、この都市計画の見直しについてどのような方向になっているのか、お伺いをいたします。

○議長（今枝和子君）

ただいまの質問についての答弁を都市建設部長に求めます。

都市建設部長。

○都市建設部長（加藤知也君）

それでは、都市計画マスタープランの改定方針についてお答えします。

現行の平成30年2月に策定しました本巣市都市計画マスタープランにおきましては、東海環状自動車道の開通を見据え、インターチェンジへのアクセス向上を図るための道路整備や、幹線道路沿いへの特定用途制限地域の設定などを行ってまいりました。これらは、現在本巣市の骨格となっている道路網の利便性向上に加え、多様な企業の参入による地域活力の向上に大きな役割を果たしてきたところでございます。

しかしながら、今後さらに10年先の本市の将来像を見据えたとき、ますます深刻化する少子高齢化や激甚化する自然災害、物価高騰による経済・財政状況の不透明さなど、本市を取り巻く課題はより複雑化、多様化しております。

こうした時代の転換期に当たり、次期計画への改定を進める上で、本市としては今後の方向性を決定づける大きく4つの改定方針を掲げ、見直しを進めてまいりたいと考えております。

まず、改定方針の第1は、選択と集中によるまちづくりの効率化・最適化でございます。少子高齢化に伴う労働力人口の減少や厳しい財政見通しの中、限られた財源や人員を効率的に活用するため、都市機能や行政機能の適正化、集約化を進め、持続可能なまちづくりの基盤を構築してまいります。

次に、改定方針第2は、土地利用における実効性の向上でございます。今後も安定的な税収と雇用の場を確保するため、これまで特定用途制限地域によって進められてきた産業誘導をさらに推し進め、継続的な企業誘致を図ります。あわせて、市内既存企業の成長を促進するため、事業拡大のニーズを丁寧に捉え、より実効性の高い土地利用計画へと見直しを図ってまいります。

次に、改定方針第3は、都市機能の強靱化による防災まちづくりでございます。災害リスクを最小限に抑える都市構造へ誘導するため、都市計画道路の早期整備や緊急輸送道路の再編、インターチェンジ開通に伴う幹線道路網の整備を進め、災害時にも機能する円滑で強靱な都市交通ネットワークを確保してまいります。

そして、改定方針の第4は、立地適正化計画との連携によるコンパクトシティー・プラス・ネットワークの実現でございます。本マスタープランと一体的に立地適正化計画を策定し、既存の集落機能を維持しつつ、移住や都市機能を誘導する区域を明確に定めてまいります。これにより、住宅や医療、福祉、商業など多様な生活サービスの持続性を高めてまいります。

その中核として、市役所新庁舎周辺地域をセントラルゾーンとして位置づけ、地区計画の策定などにより都市機能誘導区域を目指します。ここは、商業や行政機関が集積する本市の中心地として、産業拠点のみならず体験・観光施設を含む多目的型の交流拠点としても整備し、将来の多極ネットワーク型都市構造の牽引役を担う地域として考えております。

これら4つの改定方針を柱といたしまして、実効性の高い計画改定を行い、将来にわたり持続可能で活力に満ちた、市民の皆様が誇りを持てる魅力あるまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

〔14番議員挙手〕

○議長（今枝和子君）

鏑本規之議員。

○14番（鏑本規之君）

今、私の苦手な片仮名の字が出てきますが、セントラルゾーンとか、何とかシティーだとか、こういったことは、私あまりよく理解ができないけれども、何となく分かる。その中で、こういうことをしていきたいよというようなことが大ざっぱにささっと今述べられたような気がしますので、このセントラルゾーン形成とか、本巢の休憩所の周辺、もとまるパークの周辺の具体的な計画と、もしできていることがあるなら推進の説明を求めます。

○議長（今枝和子君）

ただいまの質問についての答弁を都市建設部長に求めます。

都市建設部長。

○都市建設部長（加藤知也君）

それでは、セントラルゾーンと本巢パーキング周辺まちづくりの具体的な進捗と展望についてお答えします。

まず、セントラルゾーンの形成についてでございます。

市役所新庁舎を中心に、高齢者が無理なく徒歩で移動できる距離である半径約500メートルの範囲をセントラルゾーンとして位置づけております。当地区は行政機能が集積するほか、モレラ岐阜やもとまるパークなど商業施設と広域的な交流拠点が近接する本巢市の顔となるエリアです。このセントラルゾーンの目指すまちの姿は、樽見鉄道や市営バスなど公共交通機関を利用し、マイカーを手放しても日々の買物や行政サービスが受けられ、週末には子育て世代や観光客でにぎわう持続可能で活気ある中心市街地を目指していくものでございます。

具体的な推進政策としては、当地区を立地適正化計画における都市機能誘導区域に指定し、優良な宅地の形成や民間投資を促すための地区計画の策定を検討してまいります。今年度は、適切な土地利用に向けた市役所周辺まちづくり基礎調査事業を確実に進めてまいります。

次に、本巢パーキングエリア周辺のまちづくりについてでございます。

昨年度実施した、もとまるパーク東エリアにぎわい創出拠点整備に関する民間活力導入可能性調査の結果、もとまるパークの東エリアについては、さらなるにぎわい創出に向け、新たな道の駅と民間活力を導入した観光・交流施設の一体的な整備を目指すこととし、施設整備の構想と方向性について取りまとめられました。

この構想に基づく新たな道の駅の整備に当たっては、既存の道の駅との役割分担を含め、再整理を検討しております。

新たな道の駅は、既存の道の駅が担う地域産品の販売施設としての役割とは明確に差別化を図ります。本巢パーキングエリアやもとまるパークの集客力、そして富有柿をはじめとする農産物のブランド力を最大限に生かし、単なる地域産品の販売にとどまらない広域からの観光客誘致を目指してまいります。体験型・交流型の要素を強化することで、地域の魅力を最大限に引き出す施設とする考えです。また、基本施設の機能としては、平時はコミュニティー施設、災害時は避難所や救護スペースとなるフェーズフリー施設としての整備を検討してまいります。

市としましては、今後市民の皆様の声を聞きながら、基本施設の機能や整備方針を固め、基本計画の策定を進めてまいりたいと考えております。

〔14番議員挙手〕

○議長（今枝和子君）

鏑本規之議員。

○14番（鏑本規之君）

今の答弁の中に、市民の足を確保するというような話の中で、樽見鉄道や市バスなどの公共交通

を活用しということの答弁があったかと思っています。これを口で言うのは非常に簡単なんですけれども、樽見鉄道は今経営危機になっています。財政的に非常に苦しい運営をしています。

テレビでも放映されているように、燃料の高騰、また人件費の高騰等々で非常に苦しい経営をしている中において、樽見鉄道を利用してということになれば、樽見鉄道が長年ずっとやっていける方向を生み出さなければいけないだろうと思っています。

二十数年前に樽見鉄道の廃線論が出ました。もうやめろやめろという声が出た。その声が本当に正しいのか否かということで、私は住民集会を開催をして、多くの市民の声を聞くようにした。その中で、やはり樽見鉄道は残すべきだという声が多く、その声が知事の耳にも入って、沿線の支援というものが県のほうもするようになったことによって、今苦しいながらも続けておられるけれども、このまま続けていけば、会社ですので、経営が苦しいとなれば、何らかの政策を取らなければならない。この地域の中においても、もう廃線論はよその地域では出ている、長良鉄道だったかな、ようなもので。本巣市においても継続させていこうとするなら、今何本か走っている便を集客力の低い根尾のほうに行く便を極力減らして、お金が入ってくる便を増やすという政策を取らなければいけなくなるだろうと思っているし、私が経営者なら100%やります。そうでないと会社が潰れてしまう。それを防ぐためにはどうしたらいいかなということも大事な課題であります。

今回、今まで社長を長いことやってもらっていた不破さんが、この危機を乗り越えるのには、もう私の給料をほかのところで使わなければやっていけないということで、6月いっぱいをもって辞められた。新しい職員は入れない、そうなれば私の分の人件費が運営危機のところに回すことができるからということで退職をされました。そのときの胸の内を私に語りに来まして、挨拶に来ました。やはり市長もよしとした、私も推薦した不破社長だけのことはあるなと思っていますけれども、継続するためには何らかの形で支援をしていかなければならないと思っていますので、樽見鉄道についての支援、何か考えがあるなら伺いをいたします。

○議長（今枝和子君）

ただいまの再質問についての答弁を都市建設部長に求めます。

都市建設部長。

○都市建設部長（加藤知也君）

樽見鉄道の支援につきまして、公共交通に関する事務を担当しております総務部にあらかじめ確認をさせていただきました情報に基づき御答弁を申し上げます。

現在、市地域公共交通計画におきましては、まちを活性化するための地域公共交通ネットワークの形成を目標とし、セントラルゾーンであります市役所本庁舎周辺の施設を生かした公共交通ネットワークの構築を目指しています。そのためには、市の基幹公共交通であります樽見鉄道の運行が必要不可欠と考えております。

樽見鉄道の経営につきましては、少子化による学生の減少や、道路網の整備による鉄道離れなどによる厳しい経営環境の中、沿線6市町からの運営補助金、国・県からの設備修繕補助金及び通勤・通学の定期収入や定期外収入により運営されております。この7月より樽見鉄道の運賃が値上

げされますが、引き続き厳しい経営環境が見込まれるところです。

今後とも経営努力を樽見鉄道にお願いしていくとともに、施設老朽化に係る中長期的な支援につきましても、国や県、沿線市町と協議してまいります。

〔14番議員挙手〕

○議長（今枝和子君）

鏑本規之議員。

○14番（鏑本規之君）

樽見鉄道の支援については、目いっぱいのがしているし、これ以上のことはなかなか市としても難しいだろうと思っています。お客さんにたくさん乗ってもらうための方策としてのことをこれから考えるべきだろうと思っていますし、もう一つは、大垣に昔のように500万円削るんじゃない、もう一遍昔と同じように500万円出してくれとお願いに行くしかないだろうと思っています。

これは私が前々からやっているけれども、今までの市会議員の中に、やはり樽見鉄道の反対派が結構いて、なかなか賛同してもらえなかったけれども、その議員も私と一緒に、年を取って今力もなくなり、いなくなっちゃったんじゃないかなと期待をしていますので、改めて前のように、補助金を前の金額に戻していただくようお願いをするしかないだろうなという思いをしております。

次に、樽見鉄道にたくさんの人が乗ってもらうための方策の一つとして、観光事業等々、道の駅を新たに造るとか、そのような答弁があったと思うけれども、そのことについて、道の駅構想というのは、もともと各市町村に一つずつ造るというのが本来の目的であったので、本巣市においても根尾と本巣と糸貫に道の駅がある。このあるものをどう活用していくのか、また新たに造るという話ですので、どのような構想とどのような形でつくるのか、お尋ねをいたします。

○議長（今枝和子君）

ただいまの再質問についての答弁を都市建設部長に求めます。

都市建設部長。

○都市建設部長（加藤知也君）

道の駅につきましては、事務を担当しております産業経済部に確認をさせていただいた情報に基づき御答弁申し上げます。

本市には、議員のおっしゃるとおり、織部の里もとす、うすずみ桜の里・ねお、富有柿の里いとぬきの3つの道の駅がありますが、広域からの観光客誘致が地域活性化の重要課題と認識しております。

織部の里もとすは、富有柿など特産品販売やSNSの活用で既に県外からの集客実績があります。

うすずみ桜の里・ねおは、淡墨桜や地震断層観察館、周辺の自然や歴史資源を生かし、物産販売や飲食を提供しております。

富有柿の里いとぬきは、古墳群など歴史施設に近く、夏季シーズンに利用されております。

近年、道の駅はテーマパーク化や宿泊施設併設などで差別化が進んでおります。市においても3つの道の駅それぞれの特性や強みを生かしながら、魅力づくりや差別化を図り、道の駅同士が競合

せず相乗効果を発揮できるよう、整備、運営の在り方などを検討し、広域からの観光誘致につなげていきます。

〔14番議員挙手〕

○議長（今枝和子君）

鏑本規之議員。

○14番（鏑本規之君）

道の駅の各3か所の特性を生かしてと言うけれども、言葉で言っているけれども、私に言わせれば特性なんか何もありません。ただの店があるだけだと私は思っている。

指定管理者が今本巢の指定管理をしているけれども、2億、3億ぐらいの売上げしかない。私はばか者と言った。私に任せてくれれば5億はすぐに売るぞと、少し時間をいただければ10億の売上げをするぞと言ったら、担当の社長さんが私のところに訪ねてきて、申し訳ないけれどもどうしたらいいんですかと言ってきた。どこのわけの分からんやつが来たかなと思ってよく話をしてみたら、その社長は年商3,000億円もするような大きな会社の社長であったでびっくりしたんだけど、商売は私のほうが上だと思った。そしてアドバイスをした結果、少しずつ伸びてはきている。

そういう中で、今本巢市で新たに造ろうとするなら、管理費の要らない、そういう施設を造るべきだと思っている。分かりやすく言うなら屋根だけあればいい、冷暖房一切要らない、私の店がそうだった。夏は暖房、冬は冷房、そういう店でオーケーなんだ。それでも私の店は年商10億円、いかに経費をかからないようにするかということ。

冒頭に述べたように、三方よしにつながる。余分な経費がかかると、商品にそれも上乗せしなければいけない、当然商品が高くなる、お客さんは来なくなる、安くすれば来るようになる、だから経費のかからないようにすることになる。

それから、地域の農業を守るため、これは持続可能な農業にするためという飯尾議員が前の一般質問でしていただきましたけれども、農家を継続させるためにはどうするか、畑を守っていくためにはどうするか、もうけりゃいいんです。簡単なものなんです。もうかればみんな農業をやるんです。もうからないから農業をやらない。なら、もうかる施設を造ってあげればいい。

私のふるさとは、言葉の悪い言い方で言うと、百姓御殿というのがある、農家御殿という。農家の人がもうかっているから、徳山御殿には負けられないような家に皆さん住んでみえる。それはなぜかといったらもうかるから、もうかる方法はどうかということになる。どうしたらもうかるかなということを教えてほしければ、議員を辞めたあとでも結構ですので、私を雇ってくればどんな店でもすばらしく売れるようにします。そのぐらいのノウハウは持っている。

屋根だけ造ればいい、この屋根を多目的という形で利用できるようにすればいい。災害拠点の真ん中にありますので、もとまるパークとこの市役所の間に農産物を作るところを造ればいい。それを道の駅とすればいい。そうすれば、災害のときにはそこで泊まることができるだろうし、本当に困ったときには、被災者が本当に出ることはまずないだろうと思うけれども、出たときにはこの地域は地震しかない。そうすると、一般質問の中でもあったように、体育館がどうのこうのと言って

いるけれども、体育館も壊れちゃうんです。一番安心で長いこと住めるところはどこかという、学校の教室なんです。体育館じゃない。けれども、本巢市は多分大きな災害は来ないと思っている。根尾川も私は漁業組合の組合長ですから、とことん働きかけて流れをよくしたし、一番危ないと思った山口頭首工も20億円のお金をもらってきて直すようにしました。直りましたので大きな災害は起きないだろうと思っている。その中でも補助金をもらうためには、それなりの作戦が要となれば、多目的という形でその施設を造るから補助金をいただけるような格好の多目的にすることによって、補助金がもらえて、安くできて、そして物が売れるようにすればいい、それは農家の人に来てもらえばいい。

それから、観光と言っているけれども、観光農園と簡単に言うけれども、そう簡単なものじゃない。けれども、本巢市にはそれができるものがある。今市の支援でブドウを作っているところがあります。農家の方が見える。あれはポットの中で作るブドウなんです。これを作った最初とは言わないけれども、私はこんなことでもブドウになるんだなというのを見てきたのは、この本巢市から長野県だったか何だったかな、ブドウの産地のところに嫁に行った人がいる。そこの農家の人がポットのブドウを作っている。それを面白いから買ってきて、私自分の庭に、庭というか公園に植えたら、ようなることなること。だから、あれを作ってもらって、その時期になったらこの施設のところに並べてもらって、ブドウ狩りをするようにすればいい。また、ブドウの時期が済んだら、イチゴの時期になったら、イチゴもそういう何というのかな、この運べるようなあれに作ってもらって、それで持ってきてイチゴ狩りをやってもらえばいい。トマトもそう、キュウリもそう、同じところでトマト狩りもできる、キュウリ狩りもできる、ウリ狩りもできる、ブドウ狩りもできる、そういうふうになれば黙っていても人は来ます。それで経費はかからない、リフトが一つあればいい。大きなリフトでとんと持ってきて、とんと下ろして並べておくれ。もう一つそこには裏がある。大きな声でばれるといけないけれども、農協にも喜んでもらわなきゃいけない。

1等品は農協に持って行ってもらう。2等品をブドウ狩りとして使ってもらう。そうすれば農協も喜ぶし、お客様も喜ぶし、作った人も3等品で100円でしか売れないようなものが、ブドウ狩りとして高い価値で売れていくということになれば、三方よしになる。

そういうことも一つの私の提案として、遺言として言っておきます。もう少し詳しいことを聞きたかったら、また別のところでお話をします。よそがまねするといけませんので、まねされたらそちらが勝ってしまいますので、そういう形の道の駅の販売店、それを造ることによって農家の人がよしとなれば、黙っていても本巢市にも農家御殿ができますので、真剣に考えていただきたいし、必ず造っていただきたいと思います。

あとは、何せ計画がない一般質問ですので、答弁によってころころ変わるのが私でございますので、その中で農産物のブランド化とかいうことを書いてありますがけれども、ブランド化も本巢市にブランド化を作るというのもそう簡単ではない。けれども、ブランドになっていいものはもう既にある。そういうことを含めて努力をしていただきたいし、国のほうにいて、どうしたらたくさんの補助金が出るのかということを考えていただければいいかなと思います。

次に、公共交通ということも出てきました。

交通の中には当然市バスのことも入るのかと思うのですが、市バスをこれからどういうふうに行っていくのか、今現実には議員は全部報告を受けているから、承知しているかと思うんだけど、1人の人に乗ってもらうための経費としては、1人当たり1,000円弱のお金がかかっている。これは利用する人も利用しない人も払っている。このやり方で市がそれを負担しているということになれば、財政が厳しい中において、もっともっと厳しくなっていくだろうと思う。

そういうことでいい方法はないかなという形で、議員各位にも、また執行部の人にもいろいろなところでないかと言ったら、いいところがあった。

嫌な言い方をするけれども、市長のやぶ医者がおる養父市なんですね。養父市といって頭のいい人がおるから養父市だと言われたけれども、そこに視察に行ってきました。これは議員全員で行ってきた。

すばらしい制度、この制度は本巢市でやるべきことです。やらなければいけないだろうと思っている。簡単なことを言うと、養父市のやっていることは何をやっているかという、簡単なものなんです。早い話が市の経営する白タクなんです。だから利用者の人にもそれ相応の負担をしてもらう。

一般質問の中で、かばんが重たいだとか、暑さ対策がどうだと言っているけれども、その白タクに学童は無料で乗せるようにすれば、そういう問題もある程度解消できる。養父市はそれを行っている。

タクシー会社から相当バッシングをいただいたということだけでも、職員が根気よく根気よく地元の人やら、また業者の人を説得をして、そしてやっている。観光客の人に乗ってくれるということで、実質的には100万円補助金を出しているだけなんです。でも、100万円でやれるのかと聞いたら、100万円では少し行政厳しいから赤字です。どのぐらいの赤字なんだと聞いたら、30万ばかり赤字です。早い話が130万の市の税金を使うだけで、地域の人たちは物すごく喜んでいて。この制度を本巢市にやらない限り、交通要するに市バスをどこかで辞めなければいけなくなるだろうと思っていますので、養父市方式の白タクを何が何でも実行していただきたいなと思います。

後で市長に約束をさせようと思っていますので、よろしくお願いします。

このことについては、答弁ができるならしてもらって結構ですが、できなければ次に行きます。

次は、観光客を呼ぶと、それから道の駅構想の中に何とか言う、何て言ったかな、また片仮名でよく分からんだけど、この500メートル以内を発展させるというようなことがあって、その中の一体として道の駅構想もできているだろう。ここに人を来ってもらうためにはどうするかといったら、モレラがあるんですわ、モレラが。モスラじゃなくてモレラがある。あのモレラに来ているお客さんの1割でも2割でも、このもとまるパークまで引っ張り込めばいいんですよ。方法はそんなに難しいことではない。

答弁の中にも道路網のどうのこうのということもあった。なら、来れるように道路を造ればいいんです。樽見鉄道の駅も東側から降りれるだけじゃなしに、西側からも降りれるように造ればいい

んです。役場の隣ですし、今のうちは土地が安いですから、本当は安くはないんだけど、安くしちゃいましたから、まだ今なら4万円で買える。だから今のうちにその周辺の必要なところは、財政が厳しくても先に買っておくべきだと思っています。それで、その道の周りに商店街、黙っていても来ますから、人が来るようになれば。そこに飲食店等々も造るようにすれば非常によくなると思っていますので、そういうことをよく考えて都市計画の見直しをしていただきたいと思います。

先ほど答弁を求めたけれども、求められてもペケでと言われたので、改めてこのことについて市長にお伺いをいたします。

私の思いとしては今提案をしたこと、これは5年先、10年先の本巢市をつくるのに非常に大事なことだろうと思っています。市長の考える5年先、10年先の構想というのか、頭の中に入っているのか、腹の中に入っているのか分かりませんが、構想についてお伺いをいたします。

○議長（今枝和子君）

ただいまの質問についての答弁を市長に求めます。

○市長（藤原 勉君）

それでは、お答えを申し上げたいと思います。

今、先ほど来部長のほうから御答弁申し上げた事業についての様々な御提案をいただきました。

その中には納得するものも数多くあるということで、次の構想を具体化していく中で、今言われたようなことなども頭に入れながら、より実現性の高い、そしてまたなおかつ効率のいい形でこの構想を実現していきたいなというふうに思っております。

そういった中で、本来のお尋ねになっている3つ目の本巢市のどう考えているかということの御答弁をまずお話ししたいなと思っております。

本巢市は、今長年の懸案でございました東海環状線自動車道が開設いたしまして、人、物の交流に欠かせない道路というものができまして、都市基盤の整備が大きく進んだところでもございます。

私は、こうした都市基盤の整備を将来のまちづくりに生かしていくということによって、この本巢市が持続可能で活力ある本巢市になっていくんじゃないだろうかというふうに思っております。この都市基盤の整備を最大限に生かしてやっていきたいなというふうに思っております。

そうした中で、取組の方法として私は3つ考えておりまして、そのうちの2つがそれぞれ今部長のほうからお答えをいただいたところでございます。

次の次期都市計画マスタープランの中におきまして、セントラルゾーンの形成と、また本巢パーキングエリア周辺のどうやっていくかというまちづくり、それから私はそのほかにもう一つ、本巢インターチェンジの周辺への企業誘致、こういったものを、この3つをうまくこれから将来の本巢市の主要事業として位置づけて、強力に推進していくことによって、本巢市がこれからも持続可能で活力あるまちづくりが実現していくんじゃないかというふうに思っております。

そういったことから、部長の御答弁と重複するところがございますけれども、まず市役所新庁舎を中心としたいいわゆるセントラルゾーンの考え方でございますけれども、これをやることによって市民生活と都市機能の中心地になっていくというふうに思っております。

今まで誰もが自家用車を使っておったのを、これからは歩いてでも来れる、動ける、そういった地域にしていくというようなことをやっていく。そしてまた、必要に応じて公共交通、先ほど来お話があります樽見鉄道とか市営バスのお話も出ていますけれども、可能な限り樽見鉄道とか市営バスなどもうまく使いながら、このぬくもりと活気のあるコンパクトな中心市街地としての生活空間をつくり上げていくというふうには思っております。

それから2つ目は、本巢のパーキングエリア周辺のエリア、この構想であります。ここは御案内のように、我々の地域経済の活性化と広域交流窓口、こういうパーキングエリアと、それからもとまるパークというものができたものですから、これが広域交流の窓口になってくるというふうに思っていて、全国あちこちから高速道路を使ってこられる方、それから都市計画道路を使って来られる方々の交流の窓口になってくると思っていて、この地域が、その中に一つのそういう、せっかく人をお越しいただくということですから、そこには人にお金を落とさせていただけるような仕組みというようなことで、道の駅というものを考えております。そしてまたその中に、市、公的に全部をつくっていくじゃなくて、そこには当然のこととして、もとまるパークでもやりましたように、民間の活力を、ぜひお力をお借りしたい、そういった民間の活力もいただきながら、ここにはいわゆる複合的な交流拠点、こういった道の駅だけじゃなくて、それ以外のものも、広域的な交流ができる、人、物の交流がしっかりできる、そういった施設もこのところに構築をしてやっていきたい。そうすることによって、本巢市にあります地域資源をうまく使いながら、お金を落とさせていただけるような、そしてまたにぎわいのある地域になっていくんじゃないかというふうに思っております。

そしてまた3つ目は、先ほどもちょっと触れましたように、東海環状ができて、本巢市の新たな玄関口、外へ向かっての玄関口というのは、まさしく出入りは今の時点でできるのは本巢インターチェンジということで、本巢インターチェンジ周辺の地域を今後生かしていくことも考えていかなきゃならないと思っております。

この本巢インターチェンジというのは、おかげさまで大変もう既に今までから本巢市のいわゆる中核となる産業が立地している地域でありまして、ここをこれからもしっかりと生かしながら、そしてなおかつ今構想的にはいろいろとありますので、このある中核的な今の産業、企業の皆さん方をもっともっと大きくなっていただきたいし、また関連する企業にもどんどんと進出していただきたいというようなことから、この地域、本巢のインターチェンジ周辺にはぜひ新たにまた産業が立地できるような、いわゆる産業誘導地区というのをしっかりとつくりながら、そしてまた既存の企業とうまく連携しながらやれるような地域にしていきたいなど。

そして、既にモレラ岐阜がここにありますので、モレラ岐阜がこういったつなぎの役として、そしてまた本巢パーキングエリアとか、それからセントラルゾーンであります、そういったところともうまく連携できる企業の一つとして、モレラ岐阜にもこれからしっかりとまた活動いただいて、こういうのも生かしながら、この地域をどんどん活性化していきたいなというふうに思っていて、基本的には今申し上げましたように、新庁舎を中心としたセントラルゾーンの構想、またパー

キングエリアのもっと高度の利用ができる、いわゆる交流、人、物が集まる地域にしたい。そしてまた、本巢インターチェンジ周辺の既存の工業があるところをうまくこのほかの地域と融合しながら、うまく提携しながら、モレラもしっかりと生かしながらやっていけるような地域にしていく。

そうすることによって、この東海環状自動車道ができたことによって、この3つのものがうまく機能しながら、これから本巢市の地域を引っ張っていただけるような、そして持続可能である、そういう本巢市になっていける起爆剤、そしていわゆる起爆剤というよりも引っ張っていく機関車のような役割をこの3つの地域でやっていけば、これからはまだまだ頑張っていける本巢市であるというふうに私は思っております。

そういったことで、こういった3つのことをやる中で、先ほどの3つに関連して、それぞれ鏑本議員のほうからいろいろお話がありました。それらはそれぞれの3つの地域の中で生かしていく中で、できるだけ実現性の高いもの、そしてまた、なおかつ皆さん方の御理解をいただけるようなことを中に取り入れながらやることによって、前へこの構想が進んでいくんじゃないだろうかというふうに思っております。

いずれにいたしましても、今まだ机上で議論している段階でありますので、これから関係者の皆さん方、そしていろいろな方にいろいろ御支援、御協力をいただけない話であります。例えばセントラルゾーン一つ取りましても、この地域の土地を持っておられる方々の賛同が得られなければ、こういった地域の計画もできませんし、それからパーキングエリアの周辺も既に民地などいっぱいありますので、そういった皆さん方、いずれにしても土地を持っている方々がこういった構想に賛同していただいて、そして市のためならば一肌脱ぐかというようなことをやっていただけるような方向になれば、こういった構想が少しずつ実現をしていくというふうに思っております。

これからこうした構想をそれぞれ皆さん方、地元の皆さん方にもお話をしながら、そして最大限の協力をしていただけるような御説明を申し上げて、御支援、御協力をいただき、実現に向けて取り組んでいきたいというふうに思っております。

〔14番議員挙手〕

○議長（今枝和子君）

鏑本規之議員。

○14番（鏑本規之君）

市長さんとのお付き合いはもう相当長い中で、今の答弁が風呂屋の釜でないことを祈っておきます。

今までの市長の実績、今回の予算にも含まれているように、暑さ対策の一端として各学校に冷凍庫を入れてもらえる。これは市長さんと教育長さんと私との雑談の中で、市民からこんな声があるんだけれども何とかならないかというようなところで、市長がすぐに動いてくれて、地元の電気屋さんで今大売出しをやっているからそこで買ってこいというようなことを言ったことによって、今回予算化されたわけでありまして。トップたるものは即断、即決、即行動というのが上に立つ者の言葉であるし、当たり前だと思っています。

今の答弁の中にもありましたように、この本巢市全体をよくするためにといっても、根尾を今どうやってやったらよくなる、そんなことはできるわけがない。けれども、この周辺をよくすれば、この周辺だけがビルと違って真っすぐ伸びていくわけではない。この地域がよくなれば、自然とその周りもよくなって、富士山と同じように根尾のほうもだんだんよくなっていく。こういう構想であろうと思っているし、今までの付き合いの中において、市長さんやら執行部の方たちとの雑談の中で、これからの本巢市をつくっていくためにはどうしたらいいかということやなんかも、その中でこういうことが決定されてきているだろうと思っていますので、このことが実行する勇気を持っていただきたいのと、ジビエを作るときと一緒に、赤字になるかもしれんけれども、赤字にならんようにやれよといって、檄を飛ばしながら作っていただければ、必ず黒字になるかと信じていますので、本巢市の職員、また市民は無能な方ばかりじゃありませんので、大いに期待をして、私があの世界に行った後も、孫が安心して暮らせる本巢市をつくっていただくことを切にお願いをして、一般質問を終わります。

○議長（今枝和子君）

続いて、1番 坂下裕久議員の発言を許します。

坂下裕久議員。

○1番（坂下裕久君）

議長にお許しをいただきましたので、通告に沿って質問させていただきます。

本格的な夏を前に、山々の緑が最も勢いを増す季節となりました。

豊かな森林は本市の財産であります、その管理が行き届かなくなることで、野生動物が人里へ近づく要因ともなり得ます。

近年、全国で熊の目撃が報道される中、本市においても未然防止の観点から継続的な環境整備が必要であると考えます。環境省の集計では、近年の熊の出没件数は過去最多を更新する勢いで増加しており、多い年と比較しても約1.5倍のペースで推移していると報じられています。また、つい先日も栃木県宇都宮市では市街地や住宅に熊の目撃が相次ぎ、宇都宮市内の全94の小・中学校が臨時休校となるなど、市民生活に大きな影響を及ぼしました。熊の問題はもはや山間部だけの課題ではなく、人々の暮らしに直結する課題となっていると思われます。

今年も本市においては熊、熊らしきものの目撃は10件を超えている中で、人里と森林の間に緩衝帯を設けるバッファゾーン整備は、熊の出没抑制や早期発見に有効な対策として実施されております。しかし、一度整備した箇所であっても、年月の経過とともに下草や雑木が繁茂し、その機能が低下することが懸念されます。

そこで、市民の生命と財産を守る観点から、里山林整備事業によりバッファゾーンの整備を実施した地域において、整備後に再び熊の出没が確認された場合の再整備に対し、市がどのように寄り添い支援していくお考えなのか、お尋ねします。

○議長（今枝和子君）

ただいまの質問についての答弁を産業経済部長に求めます。

産業経済部長。

○産業経済部長（瀬川清泰君）

それではお答えいたします。

初めに、本市における熊の目撃情報ですが、5月末で9件となっており、前年度の1件と比較すると8件の増となっています。このような状況でありますので、市民の皆様の不安を重く受け止めております。

今回御質問の岐阜県里山林整備事業におけるバッファゾーンの整備は、野生鳥獣による農作物被害の軽減、人と動物との接触機会の低減、ひいては生物多様性の保全を図ることを目的としており、集落に隣接した森林を帯状に伐採する施業を行うもので、これは熊を含めた野生動物が人里に近づきにくい環境、いわゆるゾーニングを整備する重要な取組でございます。

市といたしましては、このバッファゾーン整備が鳥獣による農作物等被害対策に効果があることを自治会長会等において本事業の重要性を周知し、これまでに令和元年から令和7年度までに8自治会において22.57ヘクタールの伐採を実施してきました。整備実施後は、協定により自治会で除草等の管理を10年行うこととなっておりますが、人口減少や高齢化の進行に伴い、その後の維持管理が困難になっている自治会があることなど、結果として熊が潜むことのできる環境が再生されつつあります。

このため、今後、熊が出没した場合については、自治会での伐採作業は危険が伴うことから、熊が出没した場所に限り、熊対策として市が何らかの支援ができないかを検討していきたいと考えます。

今後関係機関や市民の皆様と連携を図りながら、熊の出没対策に万全を期してまいりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

〔1 番議員挙手〕

○議長（今枝和子君）

坂下裕久議員。

○1 番（坂下裕久君）

ありがとうございました。

本市においてという話ではありませんが、対策については制度や支援制度、さらに踏み込むならば捕獲頭数についても環境の変化や現場の実情に合わせて変化していくべきだと私は考えます。県との連携をより一層強化していただき、今後こういった問題に対応していただきたいと思いますので、

次の質問に入ります。

次に、森林の相続による所有者不明森林対策についてお尋ねします。

近年、いわゆる団塊の世代が後期高齢者となり、本市においても相続が発生する世帯が今後さらに増加すると予測されます。相続に際しては、自宅や宅地、農地など目に見える財産は比較的把握しやすく、相続手続も進められます。しかし、山林については所有者や境界が分かりにくく、相続

人自身が所有していることすら認識していないケースも少なくありません。

また、森林所有者は適正管理を求められる一方で、収益性が低く、固定資産税もほとんど課税されないほどの土地に関しては、所有意欲も低く、相続時に所有不明林になってしまう要因の一つにつながっていると考えられます。

そこでお尋ねします。

本市における所有者不明林の現状について御回答をお願いします。

○議長（今枝和子君）

ただいまの質問についての答弁を産業経済部長に求めます。

産業経済部長。

○産業経済部長（瀬川清泰君）

それではお答えいたします。

本市では、現時点において市内の森林について、所有者不明森林として明確な統計を把握しているものではございませんが、高齢化の進展等に伴い森林所有者の意向が確認できていないことや、手入れが十分に行き届いていない森林が増加傾向にあることは認識しており、このような状況に対応するため、令和元年度より森林経営管理法に基づく森林経営管理制度を運用しています。

この制度は、民有林において所有者の経営意欲が低下している現状や、所在が不明な森林を含む経営管理が行われていない森林について、市が主体となって経営管理権を設定し、適切な管理を推進するものでございます。

森林管理の状況や管理の意向を把握するため、登記簿などから所有者を調べており、令和2年度から令和7年度までの間に、対象地全体で個人所有者の376人に対し、登記簿等で不明と把握されたのは75人で、約20%の割合となっております。

〔1 番議員挙手〕

○議長（今枝和子君）

坂下裕久議員。

○1 番（坂下裕久君）

ありがとうございました。

対象地域において376人のうち75人が所有者不明林であり、20%の割合であったと御回答いただきました。

本市は森林面積が86%であり、約3万2,000ヘクタール、東京ドームに換算しますと約6,900個分に相当する森林を保有する森林都市であります。あえて乱暴に先ほど御回答いただいた20%の所有者不明林というものを当てはめますと、東京ドーム約1,380個分の所有者不明林があると、乱暴な計算ではありますが、なるということです。

今後、さきに述べさせていただいた相続問題を契機に、所有者不明林が増加することが問題になっていくと考えられます。所有者不明林の増加は森林整備、獣害対策の迅速化の支障につながる重要な課題であります。今後、所有者不明林の発生についてどのような対応を講じていかれるお考え

でしょうか。

○議長（今枝和子君）

ただいまの質問についての答弁を産業経済部長に求めます。

産業経済部長。

○産業経済部長（瀬川清泰君）

それではお答えいたします。

本市としましては、増加が懸念される所有者不明森林や所有者の経営管理が行われていない森林への対策として、引き続き森林経営管理制度を積極的に推進してまいります。

この制度においては、市が森林所有者から経営管理権の委託を受けることで、林業経営に適した森林については地域の林業事業体へ再委託し、林業経営に適さない森林については市が公的に管理する仕組みとなっておりますが、令和7年度の森林経営管理法の一部改正において、森林所有者の全部または一部が不明な場合については、所定の手続を経ることで不明森林所有者が集積計画に同意したものとみなす特例措置が設けられるなど、手続をすることで行政がより対応しやすい仕組みに変わりました。

今後も、地域の森林が健全な状態で維持されるよう、意向調査を継続的に実施し、経営管理の委託を促進していくとともに、これまで意向確認の返送がない所有者に対しては、改めて相続登記の手続をするよう促す通知をし、回答があった場合には林業事業体へ情報提供することで、森林施業につなげるなど、山林の荒廃防止の観点からも、より実効性のある森林管理体制の構築を目指してまいります。

〔1 番議員挙手〕

○議長（今枝和子君）

坂下裕久議員。

○1 番（坂下裕久君）

ありがとうございました。

森林は木材生産の場であるだけでなく、水を育み、災害を防ぎ、鳥獣害対策にもつながる地域の貴重な財産であります。

また、岐阜県が進めようとしているバイオコークスなどの取組は、森林資源の新たな価値を生み出す可能性を秘めています。こうした取組を迅速に行うためにも、所有者不明林対策を着実に進めていただきたいと思います。

しかし、森林整備を行う際、地権者を調べる折に江戸時代の人間の名前が出てきたこともあったという事例も伺っております。これは森林所有者の管理の難しさを物語っているエピソードであると思います。ぜひ、所有者不明森林の増加が見込まれているこの現状を生かして、県との連携を生かし、御回答いただいたような実効性のある新たな森林管理体制を構築していただけるようお願いして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（今枝和子君）

ここで暫時休憩をいたします。再開は2時20分です。

午後2時10分 休憩

午後2時20分 再開

○議長（今枝和子君）

再開をいたします。

続いて、2番 堀田靖則議員の発言を許します。

堀田靖則議員。

○2番（堀田靖則君）

質問書に従いまして質問させていただきます。

まず初めに、中東情勢の影響について質問させていただきます。

アメリカ、イスラエルのイランへの軍事的攻撃以降、原油・ナフサの入荷量が減少し、価格が大きく上がっております。政府は総合的な量は足りていると言っていますが、産業界では樹脂製品の品薄感があり、日々の作業に支障が出ていると報じられています。岐阜県では中小企業等に資金繰りの支援を表明しております。

今週になって、戦争の終結、ホルムズ海峡の開放が間近になっていることは非常に喜ばしいことですが、まだまだ楽観視はできません。

それで、初めの質問ですが、本巣市での影響は何かあるのでしょうか。その影響があるのであれば、行政として対応していることはありますか。よろしくお願いします。

○議長（今枝和子君）

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長。

○総務部長（林 晃弘君）

それでは、お答えさせていただきます。

中東情勢の影響につきましては、国際社会全体が深く懸念している問題であり、本市といたしましても、その動向を注視しているところでございます。

議員御指摘の石油由来の一つでありますナフサからは、エチレン、トルエン等の石油化学基礎製品が作られ、これら基礎製品からプラスチック、合成繊維、合成ゴム、合成洗剤、塗料などの原料となる中間製品が生産され、私たちの日常生活に欠かすことのできない衣料品や塗料等、様々な製品に加工されており、このたびの中東情勢の影響が自動車業界や建設・住宅業界、食品・日用品業界等、日本経済全体に影響を及ぼしているところでございます。

本市におけるナフサ由来の製品の品薄等による影響につきましては、本年度4月当初に発注を予定しておりました真正ストックヤード膜張り替え工事に必要な膜の確保が困難であることから、現在発注を見合わせているところでございます。

また、上下水道資材のうち塩ビ管類の調達に影響があるとの情報があり、4月当初、緊急修繕に

関係する市内業者に在庫確保の対応を依頼していましたが、現在は供給が回復傾向となっております。

そのほか、可燃ごみ等のごみ袋につきましては、他県でごみ袋が不足している報道の影響によるものか、前年度と比較して5月末時点の在庫が3割程度減少しておりますが、例年、年度当初におおむね1年分の在庫数は確保しており、直ちに不足するような現状ではございません。

また、根尾診療所での医療用手袋や注射器などの消耗品につきましても在庫がございますことから、今のところ影響はございません。

本市におきましては、庁舎や消防署等の大規模な建設事業を既に終えておりますことから、今のところ行政運営において大きな影響は生じておりません。しかしながら、引き続き中東情勢を注視し、迅速かつ的確な対応策を講じてまいります。

〔2番議員挙手〕

○議長（今枝和子君）

堀田靖則議員。

○2番（堀田靖則君）

産業界に比べれば行政への影響は少ないということで安心はいたしました。

行政が取り扱うものについてのサプライチェーンは、このような機会に整理確認し、安定調達に努めていただければと思います。特に、今答弁ございました高密度ポリエチレンでできたごみ袋は海外製とのことなので、注意が必要と感じました。

続きまして、エネルギー関連について質問をいたします。

中東情勢の不安定化に伴い、燃料単価が上がっております。こういうときはいつも、再生可能エネルギーを促進する機運が高まってまいります。

私は前職時代、商売人ではありませんけれども、工場でエネルギー管理の仕事とか、ガス精製濃縮装置の事業とか、また隣で工場がバイオマス発電とかやっていました関係で、どうしてもバイオ関連のエネルギーに興味を持っているという、そんな状況です。

それで、バイオコークスについての質問を行います。

岐阜県では、江崎知事がバイオコークスについてよく発信されております。また、最近では自民党大会でも発表があり、片山財務大臣も、そこには財源を準備できると語っておられました。

バイオコークスの課題は、石炭コークスと比較して製造コストが高く、逆にCO₂削減メリットがある、そのメリット・デメリットがどうなるかという課題になるかと私は感じております。

日本全体としても、岐阜県としても、まだ実装試験段階にあるような感じが見受けられます。そういうタイミングの中で、6月号の本巢市の広報の最後のページの裏側にバイオコークスの記事がございました。そういったことで、本巢市としても積極的な姿勢になっているのかなあと感じまして質問をさせていただいております。

質問です。

行政として、バイオコークスを生産することはないと思いますが、民間参入の後押しをするとい

うことは考えておられますでしょうか。よろしくお願いいたします。

○議長（今枝和子君）

ただいまの質問についての答弁を産業経済部長に求めます。

産業経済部長。

○産業経済部長（瀬川清泰君）

それでは、お答えいたします。

中東情勢の不安定化に伴う燃料単価の高騰や、それに伴う再生可能エネルギー促進への機運の高まりについて、本市も深く認識しております。特に、江崎岐阜県知事が就任以来、山林や堆肥などを活用したクリーンなエネルギーの供給を政策の大きな柱として掲げ、バイオコークスを今後の新たな燃料として推進されていることは承知しております。

県では、令和7年8月に産学官連携による岐阜県バイオコークス普及推進研究会を立ち上げ、令和8年3月に研究成果報告書を公表されるなど、県から全国へこの技術を発信しようとスピード感を持って取り組んでおられます。また、バイオコークスを国家戦略に位置づけるよう要望されるとともに、製造拠点の整備に向けた財政支援や、温室効果ガス削減量を取引するJ-クレジット制度の対象拡大を迫るなど、非常に積極的に展開されていると伺っております。

県が、バイオコークスの原材料として注目されて、いる豊富な森林資源である間伐材や木くずの有効活用や、畜産業では課題となりやすい牛ふんや豚ふんの堆肥の燃料化といった方針は、本市が抱える地域課題の解決にも資するものであると認識しております。

バイオコークスは、石炭コークスの代替として脱炭素の切り札となる可能性を秘めている一方で、炭素コークスと比較し、同等熱量ではコストで劣るという場合が多く、製造工場が県内では下呂市に1か所しかなく、生産量が少ないなど、普及に向けて課題も存在します。

過去の林政部長及び産業経済部長の答弁におきまして、バイオコークスと同様に木くずや牛ふん堆肥などを原材料とするバイオマス発電は、クリーンエネルギーとして地域に新たな価値を生み出し、まちづくりに貢献する可能性が期待されるものの、その実現には技術的な課題や燃料・担い手確保といった多くの問題が指摘され、結果として具体的な計画はなく、現段階では難しいとの見解でした。

議員御質問の、本巣市としてバイオコークスの生産を後押しするようなことは考えているかという点につきましては、現在のところバイオコークスに特化した生産支援や後押しを行う具体的な計画はございません。今後のエネルギーの動向を注視しつつ、他自治体の先進事例などを参考にしながら、本市における再生可能エネルギーの導入可能性や課題について、総合的に研究・調査してまいりたいと考えております。

〔2番議員挙手〕

○議長（今枝和子君）

堀田靖則議員。

○2番（堀田靖則君）

広報の後ろに載っていたので、本気かなと一瞬思ったんですけど、そうではなかったということが分かって、ちょっと半分ほっとしました。

この質問状を出してから、私も業界の知人に聞いてみました。バイオークスを提唱している、今答弁の中にもございました、岐阜県バイオークス普及及び推進研究院の委員でもある某大学の某先生と某企業が一緒になって、NEDOに採択されて海外で工場をつくったけれどもうまくいかなかった。それで、見学できるかどうか聞いたら、解体してしまって形がないと言われました。正直、機が熟していないなと感じました。

以下の、質問ではなくて私見なんですけれども、岐阜県のバイオマスの利用状況について思うところをちょっと話します。

岐阜県のバイオマスの利用状況で、例えば長良川水系ですと、郡上市で中国木材が10メガワットのバイオマス発電を広島県の工場と、広島県の工場って、私が担当していた工場の隣の工場の人です、バイオマス発電をやっています。近隣では瑞穂市と神戸町でも、民間でバイオマス発電をやっております。

本来、地理的に見ると本巣市にあってもよさそうな感じはするんですけども、今さらやっても現状的に難しいと思いますので、今後なかなか難しいなと思っております。しかし、根尾地域には未利用のバイオマス原料が眠っているので、何か利用できる方法はないかということを経営継続して研究していくべきだと思っております。

私が過去に見学した中で、熊本県にある、バイオマス発電をやっていたんですけども、定期的に発生する大量の流木と、毎年毎年生えてくる竹とか間伐材を原料としてチップ化して、それをエネルギー源として使って、蒸気ではなくて熱媒を使って発電をしておりました。これはいいシステムだなあと感じていましたけれども、そこを前職時代、応用するところまでは行きませんでした。

続いて、バイオマスではなくてバイオガスのことですが、バイオガスは嫌気性の中で発酵させて、そうするとメタンガス60%と40%のCO₂が出る、そのガスのことをバイオガスといいますけれども、そのバイオガスの利用状況ですが、これは環境省のホームページにも出ておりますけれども、いろんなところでそれが発電までされております。

先ほど産業経済部長の話もありましたように、牛ふんとか豚ふんとかも混ぜて発酵させて、そうすると発電ができるし、かつ、消化液といって肥料の液体が出てきます。そういったことができる、本巣市にとっては今後可能性としてあるのではないかなと思っています。これはあくまでも意見です。

これは終わりました。次の質問です。

令和8年度の予算について質問させていただきます。

3月の議会において疑義を感じたさくら資料館とぬくもりの里の冷暖房設備について、再検討をしていただけるようお願いをして予算案に賛成をした立場として、その後どうなったのか質問させていただきます。

1つ目は、根尾のほうにありますさくら資料館の冷暖房として、ガス式ヒートポンプの更新を

1,772万6,000円で提案されております。ヒートポンプは効率のよい熱サイクルの一つですが、根尾地区にはガス管が整備されておられません。更新費用と使用エネルギーから考えて投資すべき案件かどうかという質問です。言い換えれば、20万円のエアコンを10台つけても200万円、それに対して予算は1,772万6,000円ですから、20万円で割ると88台になります。

そういったことで質問ですが、予算案をそのまま執行したのでしょうか。そうであれば、投資金額に見合うメリットは出たのでしょうか。よろしくお願いいたします。

○議長（今枝和子君）

ただいまの質問についての答弁を教育委員会事務局長に求めます。

事務局長。

○教育委員会事務局長（高木孝人君）

それでは、お答えいたします。

さくら資料館の冷暖房設備の更新につきましては、令和8年度予算において約1,770万円を計上し、議会の御承認をいただいております。

本事業は、既存設備の老朽化に伴い、施設機能の維持を図るために必要な更新であり、予算の範囲内で適正に執行していくこととしております。更新に当たりましては、機器の更新範囲や方式の選定、維持管理費用等を含め、ライフサイクルコストの観点から総合的に検討を行っているところでございます。

なお、エネルギー効率やランニングコストの削減効果につきましては、機器仕様や運用条件により変動するため、現時点で具体的な数値としてお示しすることは困難でございますが、更新により一定の改善が見込まれるものと考えております。

財源につきましては、過疎対策事業債の活用を予定しており、当該制度の取扱いを踏まえながら適切に対応してまいります。

本市といたしましては、施設の機能維持と利用環境の確保を図るため、引き続き適切に事業を進めてまいります。

〔2番議員挙手〕

○議長（今枝和子君）

堀田靖則議員。

○2番（堀田靖則君）

何となく煙に巻かれたような回答で。状況は何となく分かります。

続きまして、ぬくもりの里の冷暖房機の更新が1億6,831万1,000円ということで、これについて質問させていただきます。

吸収式冷温水発生器ということで、これもエネルギー効率のよい機器と言われております。1億6,800万の費用ということで、一般的な電気式に比べてメリット計算上の償却は何年でできるかという、そんな質問になります。

仮に25年寿命で1億円の工事費用の差があったと計算しますと、年間400万円のエネルギーメリッ

トが出る必要があります。一般的な企業であれば、6年以内の償却というのが投資判断になるところであります。そんな冷暖房機を使いますかというようなことなんですけれども、通常はそのような投資は行わないのが一般的です。

質問なんですけれども、先ほどと同じように、この予算案を予定どおり執行したのでしょうか。それとも、それに見合うメリット計算は出るのでしょうかという質問です。よろしくお願いします。

○議長（今枝和子君）

ただいまの質問についての答弁を教育委員会事務局長に求めます。

事務局長。

○教育委員会事務局長（高木孝人君）

それでは、お答えいたします。

ぬくもりの里の空調設備につきましては、設置から26年が経過し、老朽化が進行していることから、施設の安定的な運営及び利用者の安全かつ快適な環境確保を目的として更新を行うものでございます。

本事業は、令和8年度予算において約1億6,830万円を計上し、議会の承認をいただいております。現在は、設計業務委託の中で、機器仕様や工法等の詳細について整理・検討を進めているところであります。その中で、ガス方式及び電気方式の双方について比較検討を行い、初期導入費用、維持管理費、エネルギー効率等を総合的に勘案し、費用対効果の高い方式を選定することとしております。

このため、現時点でエネルギー削減効果やランニングコストを具体的な数値としてお示しすることは困難でございますが、最新設備への更新により、老朽化改修に加え、一定の省エネルギー効果や運転効率の向上が期待できるものと考えています。

なお、設計完了後には、導入内容を踏まえた費用対効果について整理し、妥当性を改めて確認してまいります。

本市といたしましては、利用者の安全で快適な施設利用を最優先に、将来を見据えた維持管理コストの縮減にも十分配慮しながら適切に進めてまいります。

〔2番議員挙手〕

○議長（今枝和子君）

堀田靖則議員。

○2番（堀田靖則君）

ぜひとも投資メリットを考えて、適切に執行していただきたいと思います。

次の質問に移ります。

次は、アーバンスポーツを核としたまちづくりについてであります。

まず初めに、アーバンスポーツとは、都市空間でもできる都市型スポーツのことでありまして、例えばスケートボードとかインラインスケートとか、容易にできるスポーツのことを総称してアーバンスポーツと言っております。

過去の議会でも、アーバンスポーツを核としたまちづくりを進めるについては、今が旬ではない

かという質問をさせていただきました。それは、高速道路もでき、ホテル建設も進み、アジア大会の開催も間近となり、またロスオリンピックも近づいてきております。さらに言い換えれば、BMXの世界的選手が地元にいるという、周りの環境が最高に整っているからであります。

BMXとはバイシクルモトクロスの略で、レースとフリースタイルがありまして、本巢の選手はフリースタイルの部門の選手になります。

最近のニュースですけれども、JOCの以前はスケートの橋本聖子会長が、ワールドマスターズゲームズ2027関西の自転車BMXレースに選手としてエントリーしたことが明らかになっております。それに向かってトレーニングを重ねていくそうであります。私はとてもそのようなまねをできる人間ではありませんが、国会議員が先頭に立ってBMXを盛り上げようとする姿勢には感銘を受けます。橋本聖子さんは61歳だそうです。

さらに最近ですけれども、ワールドカップのBMXフリースタイル、ワールドカップ第1戦で優勝した白井選手は、茨城県の境町の橋本町長と一緒に写真が写っておりました。そのときに、本巢の地元選手はちょっと失敗して優勝できなかったと聞いております。白井さん家族はBMXが縁で練習環境が整った境町に移住したということです。

これからちょっと大事なところですが、本巢の有名な選手、誰か言えませんが、選手にも境町から好条件でのお誘いがあるとのこと。移住となってしまうえばえらいことになりますので、何とか防ぎたいと個人的には思っております。

前回の質問に対して、市と行政側の回答は、資金がないので進むことがないというように伺っております。民間が参入してくれば、それは可能であるとの回答でした。

それとお金のことでありますが、内閣府地方創生推進室では、地域未来交付金として今年の予算で1,600億円を予算化しております。その中で、Cのカテゴリーで地場産業成長プランには、可能性を秘めた魅力あふれる地域資源について、地域資源の発掘、新規活用等さらなる深掘りを進め、地域経済の一層の拡大を目指すものとありますが、その地域資源の中にはスポーツも含まれております。50%の補助金なので、残りの財源、残りの予算は、市の一般財源をできる限り使うことなく、ふるさと納税とか企業版ふるさと納税などを進めてはどうかと考えているところであります。

まずは事業化をして、企業版ふるさと納税ができるように進めてほしいと、別の議員が過去の議会でもお願いしていますが、まだそれができておりません。納税をしてもいいという会社があっても、振り込む先、事業化がしていないためにそれができないのが今の状態です。

それで提案ですけれども、（仮称）スポーツ応援事業の新設を提案したいと思います。そうするとお金がここに入ってくる可能性が十分にあります。よろしくお願いします。

そこで前回と同じような質問ですが、地域未来交付金50%に加えて、ふるさと納税、企業版ふるさと納税なども活用して、アーバンスポーツを核としたまちづくりについて一歩踏み出す考えはないでしょうか。よろしくお願いします。

○議長（今枝和子君）

ただいまの質問についての答弁を教育委員会事務局長に求めます。

事務局長。

○教育委員会事務局長（高木孝人君）

それでは、アーバンスポーツを核としたまちづくりについてお答えいたします。

本市につきましては、BMXをはじめとするアーバンスポーツに取り組む選手が国内外の大会で活躍されており、市民に夢や希望を与えるとともに、子どもたちにスポーツへの関心や挑戦する気持ちを育む大きな力となっているものと認識しております。また、近年はオリンピック競技としても注目を集めるなど、アーバンスポーツに対する関心が高まっているところでございます。

一方で、前回もお答えしましたとおり、本市のスポーツ施設は幅広い市民の皆様に御利用いただくことを基本として整備しており、現時点では、アーバンスポーツを核としたまちづくりやアーバンスポーツに特化した専用施設の整備は計画しておりません。また、地域未来交付金やふるさと納税、企業版ふるさと納税などの活用につきましては、スポーツ分野に限らず、市全体のまちづくりや財政運営の中で検討されるべき事項であると考えております。

教育委員会といたしましては、これまでも旧根尾小学校体育館の活用など、選手が安心して活動できる環境の確保に努めてきたところであります。今後も既存の施設の有効活用や練習環境の確保など、アーバンスポーツに取り組む選手への支援を継続してまいります。

また、民間事業者等から具体的な提案があった場合には、関係部局と連携をしながら、必要な協力や支援について検討してまいります。

〔2番議員挙手〕

○議長（今枝和子君）

堀田靖則議員。

○2番（堀田靖則君）

前向きな答えを期待していたんですけれども、ちょっと肩透かしで残念な気持ちであります。

昨日、または今日の都市建設部長の答弁では、もとまる公園の東側に確実に道の駅を造っていくという話がありました。話を総合すると、道の駅は造るがアーバン施設は造らないといいますが、ちょっと今は計画ではないという解釈をすることができます。

また昨日の高橋知子議員の説明では、兵庫県の養父市で物事を決めるときには何度も市民の声を聞いて判断したとありました。この言葉を借りると、行政の人は市役所内での意見だけで判断するのであって、せめて我々議員の声にも耳を傾けてほしいと思いました。よろしくお願いします。

それと、先ほど民間企業の参入を期待しているという答弁がありましたけれども、ぜひともこの議会が終わってから、民間企業を交えてぜひ打ち合わせしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

最後になりますが、PFASの水質について質問をさせていただきます。

PFASの問題は、今日の岐阜新聞で、静岡県清水市で三井系の会社の工場の前の人のPFOAの血中濃度が高いという問題が載っておりました。

今年の4月から水質基準が変わって、PFASの基準はPFOAとPFOS。PFASは、ペル

及びポリフルオロアルキル化合物で、PFOSはオクタンスルホン酸、PFOAがオクタン酸というもので、非常に舌をかむような名前でも、覚えにくいんですけども、PFOS、PFOAが基準になっています。日本の基準はPFOS、PFOAが合計値で50ナノグラム以下となり、おおむね3か月ごとの測定も義務化されました。

PFASのことは、細かい話をすると長くなりますけれども、ケミカルフォーエバーといって化学的に非常に安定な物質で、それゆえに環境下では分解されずに、体内に入ると体内に蓄積されてしまうという物質であります。2004年からPOPs条約で製造とか輸入が禁止されております。私、前職時代はこの問題にも取り組んでいたもので、自然と注目しています。

最近ですけれども、日本環境化学会と日本環境毒性学会が、今年も今月の後半に、環境化学物質合同大会として長崎県で学会があります。多分、今年もそこでPFASの幾つかの研究成果が発表されると思います。私も過去に3度ほどこの学会に参加したことがあります。

PFASの問題は、以前から沖縄の米軍基地の周辺で、地下水で大きな問題になっております。最近では、岡山県の吉備中央町で放置された使用済み活性炭からの漏えいがあり、私もその問題について議論したことがあります。

また、岐阜県では各務原市の水道水で問題があり、浄水場では活性炭処理またはイオン交換樹脂を入れて対策をしていると報道されております。また、関市では、出どころは分からないが、水質問題があると聞いております。本巣市では、砂利採取と称して、多分十分検証されていない土で埋め戻されています。そういう意味で、水道水も井戸水の水質も心配しております。

本巣市の浄水方法は膜処理、塩素処理と書かれており、吸着剤での処理は入っておりません。今まではよかったんでしょうが、周りの環境も変わってきているので、今後はよく注意してほしいと思っていますところであります。

それで質問なんですけれども、既にPFASの分析値は出ていますでしょうかという質問です。よろしくお願いします。

○議長（今枝和子君）

ただいまの質問についての答弁を水道環境部長に求めます。

水道環境部長。

○水道環境部長（青木竜治君）

それではお答えします。

議員おっしゃられるとおり、水質基準に関する省令の一部改正により、令和8年4月1日からPFOS、PFOAが水道水の水質基準項目として位置づけられました。

本市ではこれに先行して、令和5年度から委託する登録検査機関による検査を水源地で実施しており、基準値が1リットル当たり50ナノグラム以下のところ、全箇所において1リットル当たり5ナノグラム未満との検査が出ております。また、今年度も検査を5月に実施し、同様の検査結果が出ております。

今後も安心・安全な水道水を市民の皆様に供給するために、毎年度策定しております水質検査計

画に基づき、適切な検査を行ってまいります。

〔2番議員挙手〕

○議長（今枝和子君）

堀田靖則議員。

○2番（堀田靖則君）

P F A Sの分析値が基準の50ナノグラム以下ということで、ひとまず安心しております。

市のホームページ見て、分析結果は5ナノグラム／リッター以下ということなんですけれども、できたらP F O S、P F O Aの分析値を載せていただけると、それを見る市民の方も安心するのではないかなと思いましたので、もし対応できるようであればよろしく願いいたします。

次の質問ですけど、本巢市は複数の浄水場があります。10個ぐらいだったですかね、それぞれどのような分析をされているかという質問であります。よろしくお願いします。

○議長（今枝和子君）

ただいまの質問についての答弁を水道環境部長に求めます。

水道環境部長。

○水道環境部長（青木竜治君）

それでは、お答えします。

本市では10か所の浄水場を運用しており、毎年度策定している水質検査計画に基づき、定期的な検査を実施しております。

検査の実施方法につきましては、水道法に規定される水質基準52項目の検査を登録検査機関に委託し、各項目ごとに定められた月1回、3か月に1回、年1回といった所定の頻度で行っております。

P F O S、P F O Aにつきましても、公共施設の蛇口など、あらかじめ選定した採水地点においては3か月に1回、水源となる井戸においては年1回の頻度で検査を実施します。

〔2番議員挙手〕

○議長（今枝和子君）

堀田靖則議員。

○2番（堀田靖則君）

ありがとうございました。

次の質問なんですけれども、本巢市の問題として、砂利採取など周辺環境は変わってきております。一番心配しているのは井戸水なんですけれども、井戸水などを分析する計画はありますでしょうか。

○議長（今枝和子君）

ただいまの質問についての答弁を水道環境部長に求めます。

水道環境部長。

○水道環境部長（青木竜治君）

それでは、お答えします。

水道法適用外の飲用井戸につきましては、設置者自身の責任において検査や清掃等の管理をしていただいております。井戸利用者の方から水質検査について相談があった際には、市が委託している登録検査機関や県内の登録検査機関を御紹介しております。そのため、市においてPFOS、PFOAの検査を実施する予定は現在ございません。

本市における井戸水の検査につきましては、七五三地内の最終処分場の跡地周辺で毎年実施しており、PFOS、PFOAについては今年度より検査項目として追加する予定でございます。

また、県では岐阜県地下水の適正管理及び汚染対策に関する要綱に基づき、毎年度、地下水の水質の測定に関する計画を策定しております。県下を2キロメッシュで区分し、その中から井戸の選定をし、28項目の検査を行い、結果を公表していますが、今年度からPFOS、PFOAについても検査をする計画であります。市内では屋井地内及び曾井中島地内の事業所において実施を予定していると聞いております。

今後、必要と思われる事案が発生した場合は、状況に応じて検査を実施してまいりたいと考えております。

〔2番議員挙手〕

○議長（今枝和子君）

堀田靖則議員。

○2番（堀田靖則君）

ありがとうございました。

七五三地内での水質検査に注目したいと思います。また、特に砂利を埋めた後ですけれども、その下流側で、もし可能であれば分析していただきたいなと思います。

4番目の質問ですけれども、非常時には吸着剤が必要になりますが、それに対応できる設備になっているのでしょうか。よろしくお願いいたします。

○議長（今枝和子君）

ただいまの質問についての答弁を水道環境部長に求めます。

水道環境部長。

○水道環境部長（青木竜治君）

それではお答えします。

本市の水道事業に関しましては、これまでに実施した全ての検査において、PFOS及びPFOAがいずれも基準値未満であるため、市内10か所の浄水場にPFOS及びPFOAを除去する設備は整備されております。

PFOS及びPFOAへの対応としては、活性炭等の吸着剤を用いてそれらを除去したり、水源を切り替えて希釈したりする設備を整備するには多額の費用が必要となるため、他の市町の対応方法を参考にして慎重に検討してまいります。

〔2番議員挙手〕

○議長（今枝和子君）

堀田靖則議員。

○2番（堀田靖則君）

ありがとうございました。

本巢市の水は、現在はおおむね安心な水ということで、ひとまず安心をしております。

ちょっとつけ加えますけれども、去年あたりの発表では、全国の下水汚泥のほとんどからPFASが検出されているという結果が公表されております。これは京大のチームが発表しております。

それから、今分析して発表されているPFASはイオン性PFASと言われていますが、それではなくて、まだあまり公表されていない、大気中には揮発性PFASというのが存在しております。そのため、環境に関する情報は常に入手する必要があると思います。

PFASは一過性の物質ではなくて、体内に蓄積されやすい物質ですので、今後より慎重に観察を継続していくことをよろしくお願いしたいと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

散会の宣告

○議長（今枝和子君）

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

6月26日金曜日午前9時から本会議を開会しますので、御参集ください。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後3時03分 散会

